

小値賀町議会第1回定例会は、平成29年3月7日午前10時00分、小値賀町役場議場に招集された。

1、出席議員 8名

1	番	今	田	光	弘
2	番	松	屋	治	郎
3	番	末	永	一	朗
4	番	土	川	重	佳
5	番	浦		英	明
6	番	横	山	弘	藏
7	番	宮	崎	良	保
8	番	立	石	隆	教

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	長	西	浩	三
副	町	谷	良	一
教	育	吉	勝	信
会	計	尾	崎	三
総	務	中	川	也
住	民	西	村	之
福	祉	植	村	彦
産	業	木	下	子
産	業	中	村	幸
農	業			
委	員		”	
会	事	蛭	子	晴
務	務	近	藤	市
局	課	前	田	進
長	長			也
次	長			

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	尾	野	英	昭
議	会	事	務	局	書	岩	坪	百	合

5、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第1回定例会

平成29年3月7日（火曜日） 午前10時00分 開 会

- 第 1 会議録署名議員指名（ 松屋治郎議員 ・ 末永一朗議員 ）
- 第 2 会 期 決 定
- 第 3 議 員 派 遣 報 告
- 第 4 総務文教厚生常任委員会の所管事務調査報告
- 第 5 産業建設常任委員会の所管事務調査報告
- 第 6 広報常任委員会の所管事務調査報告
- 第 7 国境離島活性化推進特別委員会の所管事務調査報告
- 第 8 施 政 方 針
- 第 9 一 般 質 問
- 第10 議 案 第 4 号 町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第11 議 案 第 5 号 小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案
- 第12 議 案 第 8 号 小値賀町有雌牛貸付事業に関する条例の一部を改正する条例案

- | | | |
|-----|--------|-------------------------------|
| 第13 | 議案第15号 | 工事請負契約の変更について
(西町教員住宅建設工事) |
| 第14 | 議案第39号 | 平成29年度小値賀町一般会計予算 |
| 第15 | 議案第40号 | 平成29年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 第16 | 議案第41号 | 平成29年度小値賀町介護保険事業特別会計予算 |
| 第17 | 議案第42号 | 平成29年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 第18 | 議案第43号 | 平成29年度小値賀町渡船事業特別会計予算 |
| 第19 | 議案第44号 | 平成29年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算 |
| 第20 | 議案第45号 | 平成29年度小値賀町下水道事業特別会計予算 |
| 第21 | 議案第46号 | 平成29年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算 |

午前 10 時 00 分開会

議長（立石隆教） おはようございます。

ただいまから平成 29 年小値賀町議会第 1 回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告及び監査委員からの例月現金出納検査結果の報告は、印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承願います。

また、長崎新聞社記者から写真撮影の申し出があり、これを許可します。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって 2 番・松屋治郎議員、3 番・末永一朗議員を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 16 日までの 10 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 3 月 16 日までの 10 日間に決定しました。

日程第 3、議員派遣報告を行います。

会議規則第 127 条第 1 項により、今田議員を 12 月 17 日から 18 日まで、『国保の都道府県単位化を考える講演会』参加のため長崎市に、また 1 月 11 日から 14 日まで、平成 28 年度市町村議員研修『防災と議員の役割』参加のため、滋賀県大津市に議員派遣をいたしました。

今田議員にその報告を求めます。

今 田 議 員

1 番（今田光弘） まず初めに、平成 28 年 12 月 17 日、長崎市の長崎市立図書館多目的ホールにて行われた国民健康保険の都道府県単位化を考える講演会、講師は三重短期大学教授の長友薫輝氏。小値賀町議会を代表して私が参加してまいりましたので報告いたします。

平成 30 年度から、国民健康保険が都道府県単位化になることが既に決まっております、今までと何がどう変わるのか、どんなことが予想されるか等をお話ししていただきました。医療費の適正化のため、適正化と言っても実は医療費の削減が目的ですが、その大きな柱が平成 30 年度からの国民健康保険の都道府県単位化です。県が示す市町ごとの標準保険料率と、市町ごとの納付金に基づき、

町は保険料率を決め、保険料を町民から徴収します。町が県に納める納付金は、医療水準や所得水準を基に県が決めますが、仮に収納率が100%でなくとも、全額を県に納付しなければなりません。町は徴収の強化を図らざるを得なくなります。

医療費の適正化のためのもう一つの大きな柱として、医療の提供体制の再編がなされます。これは、「川上の改革」として病院の病床の機能分化を推進し、病床の削減を図るとともに、「川下の改革」として地域での受け皿として「地域包括ケアシステム」により、地域住民のボランティア活動を組み込んで介護保険の給付を抑制しようとするもので、川上から川下へと一方向に医療費の抑制のためにデザインされたものです。本来、ケアや医療体制は途切れることのない連続的なもの、双方向でのやりとりがあるはずで、公的責任も大きく、自己責任や家族・地域での共助により医療費を抑制しようという考え方には、少し無理があると言わざるを得ません。

そのような中で、町は医療費を抑制するために何をやる、何をしない、ではなく、まずは町民の健康を第一に考え、そのために地域での医療保障をどうやって作っていくか、その方向性はブレてはいけないと思います。ともすれば、医療費を抑制すれば納付金がる。つまり、なるべく病院には行くな、診療所には行くな、という考え方になってしまいがちです。保険給付費の交付が、医療費削減の努力をしたか否かで減額されてしまう可能性もあります。医療費抑制の効果は結果としてついてくるものであるはずで、町民の医療や介護の実態を的確に把握し、町民が参加し、地域を巻き込めるような、机上論ではない具体的な施策が町に求められます。また、このような動きの中で、現在の町の財政はもとより、職員の負担が今まで以上に大きくなることは必至で、このあたりは町の考え、現場の状況を積極的に県に伝えるとともに、県の今の動きを的確にヒアリングして、言うべきことはしっかり言うことが重要であると思います。議会としては、小値賀町民の福祉を最優先とし、医療費の削減云々ではなく、町民が幸せに長生きできるような具体的な地域での医療保障の仕組みを、町民の代表として、町と共に考えていかなければなりません。

また将来、県全体ですべての市町の保険料が統一になる予定とのことで、そうなった場合、今は低い水準の小値賀町民の保険料が、大きく上がる可能性もゼロではありません。当然、激変緩和措置等を強く求めていくことも重要ですが、そもそも、離島や半島の多い県内の市町の医療サービスの水準はそれぞれバラバラで、にもかかわらず保険料が統一になるというのは、やはり不公平感を禁じ得ません。何らかの方法で、統一保険料に反対する声を大きく出すことも議会の役目だと感じています。

病気や健康は、自己責任や助け合いだけでは解決できるものではありません。

だからこそ国保は社会的な制度として発展してきたのであって、私たちが心に無理をせず、働き、生きることができる社会づくりを目指さなくてはなりません。この機会をむしろ医療と住民自治がつながる契機と捉え、私自身、議会としても全力を尽くしたいと思う次第です。

続いて、平成 29 年 1 月 11 日から 14 日、滋賀県大津市にある全国市町村国際文化研修所にて行われた、市町村議会議員研修 「防災と議員の役割」に、これも小値賀町議会を代表して私が参加してまいりましたので、報告いたします。

実際に東北大震災の被害に遭った方や、近い将来必ず起こるであろう南海トラフ大地震で、大きな被害が予想される地域に住んでいる県議会議員を含め 4 名の講師陣が、熱い講義をしてくれました。当初定員は 40 名程度でしたが、結局 170 名の市町村議員が全国から集まり、防災意識の高まりを強く感じました。

内容は主に地域防災の考え方、必要性、方向性についてです。

まず、「自治体の危機管理の現状と展望」というテーマでは、自治体の防災体制には縦割りの所管がなく、目標が統合されていないため、災害時には役に立たない。減災目標の設定と達成に向けたマネジメント・サイクルが導入されていない。対応計画は職場や組織が被災しない前提になっている。復旧復興計画は内容が乏しい等々、現在の地域防災計画には問題点が多いという指摘が次々となされました。また、災害時にも自由という人権を尊重することが重要で、自分が自由になるためにはお互いが認め合い、他者を尊重しなくてはならないという大きな基本的考え方を話されました。

さて、地域防災力を高めるには、歴史的にみて、大災害は必ず、すぐ、どこにでもやってくる、という大前提で考え、動くことが重要です。先般の熊本大地震の際、益城町では、震度 7 の 2 回の地震と多数の余震により、多くの住宅が壊れ、多数の避難者が出ました。体育館や学校も破壊され、交通も途絶。支援者も不足しました。一方で、町の職員の数人口 34,000 人に対し 192 名。192 名の内 161 名が避難所に張り付いたため、本部が弱体化しました。さらに町も職員もマネジメント不足ということで、こういったことがさらに被害を拡大したという理由のようです。

これらを教訓に何をすればいいかですが、例えば、災害発生時から 10 時間くらいの間、これは突然の出来事に誰もが自分の周囲で何が起きているのか客観的な判断がまだできないという時間ですが、これについては、まず庁舎や代替施設等のスペースの不足が致命傷。机も椅子もない。会議する場所もない、打ち合わせも情報共有も連携もとれなくなります。そうならないためには、庁舎の耐震化はもちろん、丈夫な代替施設を前もって確保準備することが重要となります。

災害発生後、10 時間から 100 時間。これは安否確認や救助活動等により徐々

に客観性を取り戻し、不自由な生活になったことを受け止め、被災地独自の秩序が構成される時期と言われますが、この時期の重要なポイントは、災害対策本部を滞らせないこと、被災地経験のある自治体との連携を進めること、災害派遣行政支援チームの組織化、防災スペシャリスト職員の育成、メディアの有効活用等とのことでした。

100 時間から 1,000 時間では、被災地社会が成立し、被災者同士が協力し合いながら日々を乗り越えるとされる時間ですが、この時期には地域ごとの住民協議会の設置、医療や介護やコミュニティの充実が必要で、さらに被災者でありながら支援者として過酷な労働環境にある役場職員のメンタルケアと応援の充実が求められます。

そして 1,000 時間を超えて、ライフラインが復旧すると、徐々に自宅に戻る人や仮設住宅の建設など、個人の生活へと戻っていき、ここからが、生活支援、都市復興、あるいは復興計画の課題へとつながっていきます。

次に、東北大震災以前、危機管理官として宮城県気仙沼市の防災計画を担当していた方のお話です。彼は、過去数回の大きな被害をもたらした地震の教訓から、学校を核とした地域防災力の向上を目指して、充実した災害マップ等を作成し、演習や訓練に何度も取り組んでいました。その様子がテレビ番組でも取り上げられるほど、大きな被害は食い止められる効果的な防災計画と自負していました。が、それにもかかわらず、東北大震災ではその気仙沼市だけで、死者・行方不明者は 1,400 人近く、被災した住宅は 16,000 棟近く、被災した事業所は 80% を超え、漁船も 85% 以上が被災するという大きな被害が出てしまったのです。もちろん、その防災計画のおかげで大勢の命が助かったということも事実のようです。地震と同時に電源と通信ラインはストップしました。情報の入手が困難な中で、何が起きたのか、みんな想像の中での初動対応だったようです。市役所に津波が到達して初めて、想定していた地震とは規模が全然違うことに気が付いたといいます。おそらく皆さんもテレビで映像をご覧になったのではないかと思います。10 メートルを超える大津波が町を襲い、大型船が建物を破壊し、大規模な火災も全域で発生、さらに雪が降るほどの寒さ。これも被害を大きくしました。避難者は以前想定していた人数のおよそ 7 倍、避難所も食料も生活物資も全く足りず、食料の買い出しに役場職員の多くが駆り出されました。

これらを教訓としてこれからの防災計画はどう考えていけばいいのでしょうか。重要なのは、まず、災害には上限がないということです。徹底的にとことん考え、起き得ることをすべてイメージすることが必要です。そのイメージに合わせてリスクを想定し、そのリスクに対応する能力を避難訓練等で上げていかなければなりません。住民は、自分自身が避難するという意識を強く持つこ

とが重要で、結局、防災は予防から応急対応、復旧、復興まですべて人による総力戦ということになります。役場は、よくありがちな防災部局と他の部局との防災意識の温度差があってははいけません。また、市民に寄り添う行政が求められます。防災施設の整備、防災体制の充実はもちろんですが、防災の点からのまちづくり、言い換えると復興後のまちづくりをあらかじめ想定したまちづくりを今から始めること。そして、数千年に一度というような、まず起こらないようなレベルまで想定した減災対策が必要となります。日ごろから人や地域の魅力づくりを進めつつ、災害時にも安全安心な取り組みが求められています。

さて、では議会は何をすればいいのか、ですが、災害時は、まず災害対策本部に並立した議会の対策本部を設置し、情報収集を行うものの、災害対策本部が応急対策中はサイレントタイムとして議会活動は行わず、執行部が議会資料を作成し、説明が物理的にできるようになってから再開すべしとのことでした。議員は、地域での支援活動や情報収集と災害対策本部への情報提供、災害対策本部情報等の住民への提供、情報発信等を行い、多忙な執行部に代わっての視察の受け入れ、政治力を生かした県や国への要望活動も重要であるとのことでした。もちろん、災害時ではない日ごろの政策提言も必要です。

今現在、小値賀町の防災計画は策定中のようですが、小値賀町では大きな地震の起きる確率は0.1%だから、まず地震は起こらない、津波は県の予想データでは最大3メートル程度、しかもすぐには来ないから逃げる時間はたっぷりある。と、皆安心してしまっているような気がしてなりません。現に町には非常用の食料や飲料水、毛布等の備えは無いようです。本当に大丈夫なのでしょう。

風速65メートルを超えるような、いわゆるスーパー台風が、小値賀を直撃する可能性もゼロではありません。昭和9年の室戸台風は、上陸時は911ヘクトパスカル。最大瞬間風速は60メートルを超え、高潮は4メートルを超えました。30分間で2メートル高くなったと言われています。かたや2013年にフィリピンで大きな被害が出た台風では、高潮の高さは7メートル。8,000名以上が亡くなりました。この小値賀で、このようなスーパー台風と大潮の満潮時がもし重なったらどうなるか、考えただけでも恐ろしくなります。しかし、考えなくてははいけません。想定し、リスクを見極めたうえで、防災、減災のために、今、小値賀でできること、しなくてはならないこと、してはいけないこと。これらをしっかり見極め、人々が安心して暮らしていける島であり続けられるよう、頑張らなくてはいけないな、と思う次第であります。

以上、長くなりましたが、報告を終わります。

議長（立石隆教） 以上で議員派遣報告を終わります。

日程第 4、総務文教厚生常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

総務文教厚生常任委員会 末永一朗委員長

総務文教厚生常任委員会委員長（末永一朗） おはようございます。

総務文教厚生常任委員会所管事務調査報告をいたします。

我々、総務文教厚生常任委員会は、引き続き野崎島の環境保全と有効な利用に関する協議を行ってまいりました。12月議会において『野崎島の保全及び適切な利用に関する条例案』が提出されましたが、委員会においても懸案事項であったことから、さらに議論の必要があるとの判断で継続審議を願いました。昨年7月以降、毎月にわたり協議した事項と提出された議案をさらに深めるために、2月に先進地視察を行いました。研修先は、本年に世界遺産登録見込みの福岡県宗像市役所を訪問いたしました。市役所においては、宗像市議会事務局長の岩佐芳弘さんの進行により、世界遺産登録推進室の徳永室長ほか、教育委員会の野課長など、関係職員が私たちの質問事項に丁寧な回答をいただきました。平成21年に世界遺産暫定リストに登録され、宗像市、福津市などで構成する世界遺産推進会議を発足させ、宗像市においても世界遺産推進室を発足させ、世界遺産に通じた町づくりに取り組んできたこと、また平成22年には、市民の力を結集した「宗像・沖ノ島世界遺産市民の会」が作られ、協議を断続的に行っているとのことでした。

また午後からは2班に分かれて、宗像市の沖合いにある大島と漁村留学を実施している地島を、宗像市の教育委員会の山本幸江係長に帯同していただいて訪問いたしました。地島においては地元の産品を利用したレストラン「なごみ」において昼食をしながら島の概要を伺いました。レストランの玄関口がビニールシートで覆われていましたが、イノシシが無断で訪問してきたとのこと、イノシシの被害はここでも多いとのことをお聞きいたしました。その後、地島小学校を伺いました。小学校では、漁村留学の概要を牛島校長先生が説明し、学校の中を案内していただきました。その後、視聴覚室において地島漁村留学を育てる会の会長をしている宗像市漁業協同組合地島支所所属の壮青年部長である前田浩昌さんほか、留学生の宿泊指導員から島の島民と一緒に行うイベントなどについて、いろいろな問題や楽しいことなどの説明がありました。留学生は4年生から6年生の中で一年間留学するものとし、留学者数は3名から4名程度とされています。本年度は留学生希望者が30名を超える応募がありました。地島の生徒以上の留学生は問題があるとして、5名程度に絞りたいとのことでした。子どもの宿泊施設は地島南部の泊港のそばにあり、前田会長の奥さんが寮母として迎えていただき、指導員や山本係長と共に施設の案内をしていただきました。

今回の視察を通じて、宗像市においては、倍増する観光客に対応する駐車場の不足問題が急がれているようです。本町との問題の違いがありました。神宿る沖ノ島世界遺産登録において、維持利用に関する条例などの設置は現在のところ考えていないそうです。本町においても世界遺産登録後の観光客に対応する問題点を審議する必要があり、急いでの条例制定には今一度慎重な審議が必要じゃないかと推測されました。

以上で、前議会以降の総務文教厚生常任委員会所管事務調査報告を終わります。

議長（立石隆教） 以上で報告を終わります。

日程第 5、産業建設常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会 松屋治郎委員長

産業建設常任委員会委員長（松屋治郎） 平成 28 年度産業建設常任委員会報告をいたします。

本町は、人口の減少、高齢化に伴い、基幹産業である農・漁業をはじめ、後継者不足の進行が産業の衰退が年々深刻化しております。当委員会ではそのような状況の改善策として、担い手育成や産業振興策について調査することといたしました。担い手育成、産業振興、地域活性化を目的として小値賀町が主体となって設立している担い手公社を視察。続いて同様の趣旨で設立された鹿児島県の肝付町の農業センター及び志布志市農業公社等を視察を行いました。視察研修内容について、当委員会で検討し、その内容について小値賀町担い手公社との情報共有が必要であることから、担い手公社の松本局長、田川部長、農業指導員の出席を求め、担い手公社の運営と現状、課題と今後の取り組み等について説明を受け、鹿児島県の視察結果も協議いたしました。農業後継者育成対策については、鹿児島県志布志市農業公社では、指導、研修、就農、自立まで一貫した指導がなされ、安心して就農できる内容となっており、就農率は 100%で、離農者ゼロということであり、本町担い手公社の研修指導の参考としていただきたいと思います。また、産業振興策として現在建設中の農産物の加工場や、建設が予定されている水産加工場関連で、加工場の施設、内容、加工品、原料、製品開発、販路開拓等について協議し、農水産業の所得の向上、雇用拡大へつなげることができるよう、今後とも情報・意見交換を行い、本町の産業振興策に寄与したいと思っております。また、観光産業として、野崎島の世界遺産登録関連事業も活発化してきており、新たな観光資源として、本町の観光産業にとって、大変良い追い風となることが期待されております。そこで、本町観光産業の中心的役割を担っている IT 協会の前田理事長の出席を求め、IT 協会の現

状、問題点、今後の取り組み等について説明を受け、問題点や今後の取り組み等について協議し、観光産業を本町の第 3 の産業として育てるため、今後とも情報・意見交換を通じ協力していきたいと思っております。

また、焼却場の問題です。焼却場から国の基準を大幅に超えたダイオキシンが排出された問題について、テレビ報道があり、当委員会では直ちにその問題点と対策について協議し、担当課の課長、係長の出席を求め、事の次第について説明を受け、その説明内容について再度委員会にて協議、事の重大性に鑑み、文書でその問題点と対策について指摘し、町民の安全・安心の観点から、対策を早急に講じ、その回答を文書による報告を求めました。後日、建設課長より文書による回答があり、おおむね承できる内容でした。今後はこのようなことがないように、回答内容を確実に実行していただきたいと思っております。

以上で、平成 28 年度産業建設常任委員会の報告を終わります。

議長（立石隆教） 以上で報告を終わります。

日程第 6、広報常任委員会の所管事務調査報告を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

広報常任委員会 宮崎良保委員長

広報常任委員会委員長（宮崎良保） 広報常任委員会の報告を行います。

我々、広報常任委員会は、議会の報告としての広報誌ではなく、町民と共にある広報誌作りを目指しております。定例会の余韻が終わらないうちに、町民の皆様へ情報を早くすることを旨とし、全議員の協力も得て、自前での紙面作りを徹底し、定例会後 2 週間以内に配布するように努めました。また、町民と共にある広報誌として、町民の声や期待するものを多く記載し、より町民の身近な広報誌であることを意識して発行をしてみました。また、読みやすい紙面作りのために広報研修会に全員参加し、今回は 9 月 5 日に計画されていた広報研修会は、台風接近のために大幅に延期され、1 月 18 日に町村会館で開催されました。研修では、グラフィックデザイナーの長岡光弘氏による広報誌の編集のポイントとしての講演を受け、広報誌のクリニックでは総体的には良い評価は受けましたけれども、細部において紙面作りに厳しい評価もあり、今後の紙面作りに大いに参考になりました。このように、年々、紙面作りの在り方を工夫し、全委員と町民の協力を得て作られた議会だよりは、全国でも高く評価され、昨年は全国町村議会議長会の主催する広報全国コンクールで奨励賞を受賞し、本年は全国 7 位となる優良賞をいただきました。しかし、町民皆様に読んでいただけないと、このような評価も意味がありません。私たちは、今回の実績において、町民皆様の協力が必須であったと実感し、改めて委員全員や町民の皆様へ感謝するとともに、さらに研鑽を重ね、町民に愛される紙面作り

に努めてまいります。

以上で終わります。

議長（立石隆教） 以上で報告を終わります。

日程第 7、国境離島活性化推進特別委員会報告を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

国境離島活性化推進特別委員会 横山弘藏委員長

国境離島活性化推進特別委員会委員長（横山弘藏） 国境離島活性化推進特別委員会では、昨年 4 月に国境離島新法成立後、この新法を最大限生かすべく、協議を重ねてきました。関係執行部との話し合い、協議なども行い、テーマを「未来守（さきもり）としての自覚」と定め、次に挙げる 5 つに重点策の目標をまとめました。ちなみに、「さきもり」とは、「未来守」と書いて読んでいただいております。

1 番目に、漁業再生、新生事業を強力に推進。島の生活を支える大事な産業でありながら、漁業後継者がほとんどいない状況を解決するためにも、新たな漁業に関する事業を強力に推し進めること。具体的には、漁業者、水産加工業者等が連携し、6 次産業化を進める上での支援を行う。内容的には、ネットワーク構築への活動等への支援です。次に、若い後継者への支援。特に新規に参入する若い漁業者への支援。内容は、漁業技術取得に関すること、漁船購入の補助、拡充、生活支援などであります。次に、燃油のさらなる助成。内容は、海上において国境監視を兼ねることからも、長期安定的助成が必要である。次に、所得を伸ばすための意識改革。その取り組みへの支援。内容は、取引先の研究、流通機構の見直しと、それらの専門家との勉強会を行う。次に、ブルーツーリズムへの支援。スキューバダイビングなどの取り組みへの支援と、民泊などの新たな掘り起こし等を行う。

2 番目に、新規起業家（若者を主に）への支援制度の創設。定住人口を確保するためにも、未来ある若者の定住化が強く望まれる。起業したあとの一定期間、その事業の後押しをする制度を創設。既存の制度や慣習にとられない新たな取り組みを進める。具体的には起業のための初期投資への支援。次に、起業後の運転資金の融資、補助。情報収集、発信等への支援。住環境支援。特に若者定住促進住宅の建設などの補助であります。

3 番目に、離島留学。主に県立北松西高等学校への留学制度の確立。島の最高学府である県立北松西高等学校の存続は、大きな懸案の 1 つであります。このまま生徒の減少が続けば、いずれ廃校になる可能性が出てきます。島の地域社会の一角を成している高校の存続は、あるのと無いのとでは島の全ての活動において、多大な影響が生ずると思われれます。具体的には、離島留学制度へのさ

らなる支援拡充。留学生への生活支援。学生寮の設置。指導教員の充実。学科の増設。魅力ある島特有の学科を設け、留学生の受け入れを促進する。

4番目に、国境離島における海上交通の利便性からも、新船建造制度の新たな創設。島の高齢化が進む中、65歳以上の割合は県下でもダントツ1位で、45.7%となっています。特にフェリーのバリアフリーは喫緊の課題であります。また、旧野首教会など世界遺産に認定されるとすれば、今後、観光客の大幅な増加が見込まれます。また、島民の高齢化により、島外への通院者が増えていることから、定期的に船便が運航されるよう、大型のフェリー就航が切望されています。島の唯一の交通手段である海上交通の充実により、国境離島の過疎化の著しい進行を抑制し、交流人口、定住人口の確保にもつながるものと思います。具体的には、国境離島における旅客船の建造費を国が全額負担。あらゆる生活物資輸送費の低廉化。

5番目に、光サービス提供エリアの拡充。島内には光ケーブルが届いているにも関わらず、未だにその設備を利用するに至っていない。通信のスピードを本土並みにするためにも、光サービスが速やかに提供される制度を新たに創設。具体的には、光サービス施設費、維持費への補助。ネットの高速化に伴う医療機関の連携。住民の健康維持につなげたいと思います。光サービスの提供拡充によって、島への企業誘致促進。新たな起業を促すことへとつながります。

以上5点です。

なお、この新法は10年間の時限立法です。今後も次の委員会に引き継いでいただき、これらの提案が解決の方向へ前進するようお願いいたします。またこの2月、ここにきてようやく国から国境離島における地域社会維持推進交付金、まだ仮称ではありますが、その制度の概要が示されております。待ちに待ったその内容は、1. 運賃の低廉化に関すること。2. 物資の費用負担の軽減。3. 滞在型観光の促進。4. 雇用機会の拡充などです。どの施策も小値賀町にとって大事なことばかりであります。フェリーの運賃はかなり安くなることが見込まれていますが、これ以外の事業にもスピード感を持って取り組み、即効性のある展開を、国をはじめ関係機関に強く望みたいと思います。

以上をもって国境離島活性化推進特別委員会の報告といたします。

議長（立石隆教） 以上で報告を終わります。

日程第8、施政方針を行います。

町長より施政方針の申し出がありましたので、町長の発言を許します。

町長

町長（西 浩三） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに、平成29年小値賀町議会第1回定例会を招集いたしましたこと

ろ、議員の皆様方にはご健勝にてご出席を賜り、誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

開会にあたりまして、まずは、昨夜発生した斑の民家火災につきましては、夜間そして密集地の中での火災ということで大変心配しましたが、消防関係者及び地区住民の皆様方のご尽力により、幸いに怪我人もなく、延焼を免れました。消防団をはじめ、ご協力いただきました関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。今後は、今日からまた無火災を目指してまいりたいと思います。

では改めまして、開会にあたりまして当面の町政運営についての所信を申し上げますとともに、新年度の事業計画につきまして、概要をご説明いたします。行政報告については、詳細資料を事前に配布していますので、後程ご覧いただければと思いますので、説明は省略させていただきます。

国は、地方創生については、「成長と分配の好循環」を全国津々浦々にまで波及させ、人口減少と地域経済の縮小の悪循環に歯止めをかけ、将来にわたって成長力を確保するため、引き続き地方創生推進交付金等の活用によりまして、地方公共団体の取り組みを財政面で支援する一方、「地方版総合戦略」に基づき、より具体的な事業が新年度から本格的に推進される段階に入ることとでございます。人材面では、地方創生を担う人材を育成する「地方創生カレッジ事業」等を活用しつつ、情報面では、地域経済分析システム、いわゆる、RESAS・リーサスを通じて支援を実施することにより、地方創生のさらなる浸透・拡大に向けた取り組みを推進することとしています。

小値賀町に特に関係があります、いわゆる「国境離島新法」に基づく施策が、29年度からいよいよ実行できることとなります。新聞等でご承知と思いますが、佐世保間のフェリーについては、現在の片道2,340円が1,360円に、高速船は、4,360円が2,230円に大幅に引き下げられ、我々にとって、念願の本土との移動経費の節減が実現をしております。航路・航空路運賃の低廉化や輸送コストの低廉化以外の施策については、まだ検討中のものが多く、制度設計が遅れておりまして、小値賀町として当初予算に計上できませんでした。私は、この法律を活かして、少しでも離島のハンディを無くすとともに、地域経済の活性化や交流人口、定住人口の拡大につなげる事業を展開していくためにも、議員各位や町民の方々のご意見を積極的に伺いながら、今後、順次予算化してまいりたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

平成28年度までに、診療所・離島待合所を残し、学校や教員宿舎、野崎ビクターセンターの建設、総合グラウンド、離島開発総合センター、役場庁舎の改修、養寿園の増築等、公共施設等のハード面の整備はかなり進みましたので、29年度は、これらの効率的な運用を図りながら、「まち・ひと・しごと総合戦略」

にある「雇用創出」「移住促進」「子育て環境の充実」「特色ある地域づくり」をより効果の出るように、各種事業を展開してまいります。概要につきましては、以前に資料として「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2年目の挑戦!」というカラーのチラシを作成していますので、ご覧いただければと思います。

いつも申し上げていることですが、長崎県で一番小さな町として、小回りの利く利点を生かしながら、今後も「住民の皆様が安心して住み続けることができるまちづくり」を、財政状況に十分注意を払いながら計画を立てて、できる施策から確実に実行してまいります。

そういった中で、平成29年度の役場の執行体制としましては、5名の職員が退職し、新たに5名の新規採用と1名の再任用を予定しています。特に診療所やこども園といった直接住民サービスを提供する部署の者の退職が多く、特に30年以上にわたり、小値賀町の医療行政にご尽力をいただきました田中敏己医師の退職の申し出は大きな問題ではありますが、ご本人の健康上の問題でもありますので、6月末での退職はやむを得ないものだと考え、今後のことは、長崎県や大学病院、医療圏組合、そしてまたお隣の上五島病院のご協力・ご支援をいただきながら、医療体制の維持を図ってまいります。

職員については、今後も、毎年、定年退職者が出てまいりますので、再任用制度の活用も図りながら、早め早めの職員補充に努め、役場内だけでなく、その他のそれぞれの部署で職員のスキルアップのための講習会等も積極的に参加し、又は開催し、町民の皆様の生活に支障の出ないような体制づくりに努力してまいります。

診療所の建て替えについては、住民アンケートを実施し、その結果を尊重し、水の下の埋め立て地に建設したいと考えておりました、建替場所の選定や診療所の規模、医療機器の更新整備など、建て替えに向けて本格的な準備に入りたいと考えていますが、議会の一部に他の場所も検討したらどうかというご意見もあるようですので、関連予算の計上は先延ばしにしていますので、できるだけ早く、具体的な候補地をご提案いただきたいと思いますところでございます。

江戸中期、18世紀中頃に建てられました町の指定有形文化財でもあります「旧小田家住宅」は、建物の改変がなく、往時の様相を良好に留めた優れた民家建築であるとの評価を受けまして、2月16日に県の有形文化財として指定されておりますので、町としましても、貴重な財産として今後とも後世に残していけるよう、適切に保存・管理していきたいと考えております。

推薦をいったん取り消し、また仕切り直しとなっていた野崎島の世界遺産登録ですが、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」「野崎島の集落跡」として、改めてユネスコへの推薦書が提出され、今年の夏以降、イコモスの現

地調査が実施されますので、順調に行きますと、平成 30 年の夏には世界遺産登録となりますので、完成したビジターセンターや神官屋敷などの運用体制を整え、観光客等の受け入れに万全の態勢を取りたいと思います。特に野崎島へのアクセス改善につきましては、現在新船はまゆうが午前 7 時台と午後 3 時台に運航していますが、観光客対応として正午前後に運航するダイヤをもう一便増便を計画し、関係者との協議を進めておりますが、解決しなければならない懸案事項が多く、時間を要していますが、協議が整い次第、皆様と協議し事業化を目指してまいりたいと思います。

その他、観光面での整備不足が言われています、宿泊や食事の施設につきまして、一番の解決策と思われるホテル建設の件ですが、コンサルによる市場調査が終了しましたので、町内の既存事業者との共存を図るという高いハードルではありますが、現状のままでは多様化する観光客のニーズに対応できないのは明らかでありますので、ホテルの建設に向け、「福岡小値賀会」の皆様との協議を進めてまいります。また、老朽化したバスも、まもなく新車を導入することができるまで進捗をしましたが、今後の観光客の動向によりましては、日曜日の運行も考慮する必要が出てくるものと思われまます。また、町民の皆様から、特に高齢者の方からの要望が強い、タクシーの問題についてですが、ご承知のとおり、何カ月かは運転手を雇用し営業をされておりましたが、それも現在では営業休止の状態にあると認識しているところでありますが、小値賀町として、このような状態でそのまま営業を引き継ぐことは、費用の面からも考えておりませんし、タクシーに代わるものとして福祉タクシー等の運用等も考えられますが、小値賀町として、バスのような第 3 セクターでの直接運営は、小値賀町の財政を将来にわたって圧迫する要因になりかねないと危惧をしております、関係者の今後の動向を注意深く見守っていきたくと考えております。

佐世保市とは、お隣の宇久町も含めて、観光、農業、水産業、航路と共通の課題も多く、これまでも連携を取りながら多くの事業を進めてきましたが、佐世保市は、平成 28 年 4 月に中核市となったことを受けて、県北地域の拠点都市として、周辺の市町や県境を越えて伊万里、有田、嬉野までを圏域とする、「連携中枢都市圏」を構築しようと計画しております、本町とも連携協定を締結したい意向を示していますので、今後どういう業務提携ができるのか協議を進めたいと考えています。

次に予算については、その都度、提案理由でご説明いたしますが、29 年度事業の主なもの、特に新規事業について、概要をご説明いたします。

総務課関係では、人口減少対策について、長崎県と合同で移住促進施策を展開しているところですが、UI ターン者の受け入れで課題となっております慢性

的な住宅不足に対応するため、空家バンクに登録された住居の改修を、前年度に引き続き予定しております。また、今後も地域おこし協力隊の積極的な活用を行っていきますが、東京の企業との連携により「地域おこし企業人」交流プログラム制度を活用して、東京の現役会社員 1 名を受け入れて、小値賀町の抱える空き家対策等の課題の解決に取り組んでまいります。

交通関係では、島民にとって大きな関心があります運賃低廉化が実現します。代表的なものは、先ほど申しあげました佐世保までのフェリー運賃が正規片道運賃のおおよそ半額となるものですが、それに係る町負担分を予算化しています。また、高齢者の免許更新につきましては、従来から講習を小値賀島内で受講できるよう上五島交通安全協会にお願いしていましたが、6月ごろから改善が図られる見込みです。

世界遺産登録推進については、その機運を町内で盛り上げていく必要がありますので、関係するイベント等を計画しております。

次に住民課関係では、平成 26 年度から県や国保連合会等の支援を受けながら、町税の滞納対策を実施しており、着実な滞納整理につながっていると考えておりますが、滞納者につきましては、財産の調査とあわせ、給与や預貯金及び確定申告による還付金がある場合の差し押さえ等の強制執行を実施しており、滞納額は減少しております。また、個人の事業主を除き、法人関係の事業主へ、特別徴収を完全実施しておりまして、新たな滞納額の抑制に努めております。今後もこれまで以上の滞納防止策を進めてまいりますので、皆様のご支援とご協力をお願いいたします。次に、社会保障と税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の導入に関しましては、現在までに 119 名分のマイナンバーカードが役場に届いておりますが、現在までに受け取られた方は 113 名となっております。

次に保健事業ですけれども、医療環境が十分でない本町においては、予防事業に重点を置き推進を図ってまいりたいと考えておりまして、特に、妊産婦から乳幼児期の対策としましては、専門医がいないことから、必要な対策に積極的に取り組んでまいります。また、医療費の高額な人工透析への移行を防止するために、平成 27 年 10 月 1 日より、長崎県医師会と長崎県及び小値賀町が協働して、「糖尿病性腎症重症化予防事業」を展開しておりまして、本町におきましても、1 名の管理栄養士を住民課に配置し、その対策に取り組んでいるところでございます。

国民健康保険事業につきましては、年々医療費が増加傾向にあります中、特に前期高齢者前後の方の重篤な疾病が、近年目立つようになってまいりましたので、各種検診事業の受診率向上を図ることにより、早期発見・早期治療に結びつけたいと考えております。また、平成 30 年度からの国保の都道府県化に向けて、現在、県当局と県内各市町で、協議を重ねておりますが、全ての市や町

が納得する結果が得られるかどうかは、依然として不透明な状況でございますが、平成 29 年中には結論を出さなければならないことになっており、県内でも 1 人あたりの医療費が一番少ない、保険税も安い、国保加入者の皆様に、これまで以上に重い税負担にならないよう、引き続き努力してまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、平成 26 年度から長崎県統一の保険料が全市町に適用され、全体的に 6%程度の上昇となっております。保険料につきましては、2 年ごとに見直しを行うこととなっております、低所得者に係る本来の軽減割合から、上乘せの軽減割合を適用する見直しが行われまして、平成 29 年度においても、引き続き同様の軽減措置を実施する事となっております。また、平成 30 年度以降においても同様の措置を継続していただくよう、国・県へ強く要望してまいりたいと考えております。また、この対策としまして、国の特別枠の補助制度が設けられておりますので、新年度も引き続きインフルエンザの予防接種、健康診断時のエコー検診及び各種ガン検診を実施し、検診料の無料化により、受診率の向上を図ってまいります。

次に福祉事務所関係では、平成 26 年 3 月に策定しました「小値賀町総合計画」に基づき、「高齢者保健福祉計画」「障害者福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」をそれぞれ策定し、「高齢者が健やかに暮らせる、安全で安心なまち」「障害者ととともに生きるまち」「みんなで支え合う笑顔の子育て」を目指して、関係機関等とも連携を図りながら、必要な取り組みを推進してまいります。高齢者福祉対策としましては、平成 28 年度実施しました「認知症サポーター養成講座」により、50 名の方のサポーターを養成しておりますので、認知症高齢者や家族の方の身近な支援者・相談者として活動していただくことで、認知症の方が安心して生活できる環境を構築することとしております。障害者福祉対策では、本町には、身体・知的・精神の 3 障害者が合わせますと約 300 名おられまして、現在は、障害福祉サービスの申請書の出力から、支給決定・請求・支払い・各種給付管理まで手作業で実施していましたが、平成 29 年度に新しいシステムを導入し、身体障害者台帳の適切な管理と、申請から決定・交付・給付までの時間短縮を図ります。母子福祉・児童福祉対策についてですが、児童の放課後支援としまして、平成 28 年度より開始しておりました放課後児童クラブに加え、教育委員会で事業実施している「放課後子ども教室」を取り入れた「連携型」により、さらに充実を図ってまいります。また、保育料軽減制度である「子育て世帯保育料軽減事業」や子どもの医療費を助成する「福祉医療制度」についても、子育て支援の主要政策として、継続して実施することとしております。

介護保険事業につきましては、特別養護老人ホームの増床が昨年 7 月に実現しております。60 人が入所可能となりましたので、待機者の数も随分と減って

いると聞いています。

現在は、計画期間が平成30年3月までの「第6次介護保険計画」により事業展開しておりますが、平成29年度中に次の第7次計画を策定いたします。また、4月より新しい総合支援事業が始まることにより、要支援1・要支援2の介護認定者で、ホームヘルプやデイサービス事業を利用していた方は、介護予防給付の適用はなくなりますが、現在の利用者の方に不利益は生じないように、地域支援事業へ移行することになっています。

次に、産業振興課関係でございます。新規事業として、農林におきましては、本町での就農を目指して農業大学校に進学する者に対し、奨学金の援助を行う「農業後継者奨学資金制度」を新規に創設しております。従来は看護師や保育士等、特殊な業種に限った制度がありましたが、Uターン者による人口増加対策として、商工業も含めた全ての職種につき、小値賀に帰ってくる後継者の方に対し奨学金が支給できるよう、従来の制度設計を変更する計画をしておりますけれども、とりあえず農業後継者分を当初予算に計上しています。農作業の労力支援に関するモニター事業、松林の総合的な保全を図るための計画作り、また、水産におきましては、町内在住のボランティアダイバーによる藻場の保全活動、商工観光におきましては、商工会と協力しまして、商工業者の事業継承等に関する意識調査、野崎島ビジターセンターの管理運営、平戸・小値賀・上五島を結ぶ広域周遊ルート作りの実証事業への参画等に取り組んでまいります。また、子牛の高値が続いている状況の中で産地強化を推進するため、購入価格が高騰している繁殖雌牛の導入支援の拡充も図ることとしております。このほか、農・漁業の研修事業、燃油高騰対策、流通コスト対策、有害鳥獣被害対策、6次産業化の推進、六島漁港や過去に設置した藻場礁の利活用計画を作り、観光ダイビング調査事業等にも、引き続き取り組んでまいります。

特に新年度では、水産加工施設の「あわび館」への増設を計画してまいりまして、加工品の給食施設への供給等を通じ、6次産業化・地産地消を推進してまいります。その他、これからも漁業を続けられるよう、漁船エンジンのボーリングへの補助の要望も出ておりますので、需要調査が済み次第、補正予算での事業化を図りたいと考えています。

次に建設課関係ですが、漁港事業としまして、漁港施設からの車の転落を防止するため、前方漁港、唐見崎地区に車止めを設置し、浜津漁港、野崎漁港の長期的な維持管理計画を、今年度作成をいたします。空き家対策として、引き続き、空き家の改修の推進や危険家屋の行政指導を行います。

野崎島の世界遺産登録に向けた準備としては、町道野崎本線の整備工事、防火給水施設の配水管改修を行いまして、管理・宿泊施設等への安定供給を行いますので、関連する野崎本線の町道廃止・認定条例案をご提案しています。水

道では、六島地区の水道施設が老朽化しているため、今後の維持方針等を決め、安定した安全な水の供給に努めます。下水道では、28年度に引き続き、長期的な施設の状況を予測しながら、汚水処理施設を計画的かつ効率的に管理するための管理計画を作成し、国からの補助を得ながら、維持管理費用の平準化を図ります。

教育委員会関係では、小値賀町総合教育会議が開催されまして、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱である「小値賀町教育大綱」についての協議がなされ、「小値賀町教育大綱」が策定されましたので、町民の皆さんへ公表しました。今後は、大綱の政策を柱とし、「小値賀町教育振興基本計画」に基づきながら、小値賀町の教育行政に努めてまいります。

学校関係では、昨年から協議・検討してまいりました、現在休校状態となっております、小値賀小中学校六島分校の今後の在り方について、今の六島地区の現状から、今後の学校運営が望めないとの判断をいたし、廃校にする方向で決定しておりまして、本議会に関係条例案を提案しております。これまで学校運営にご協力いただきました六島地区の住民の方々をはじめ、関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

小中高一貫教育関係ですが、「一人ひとりの夢の実現」を全体目標として掲げ、「学力の向上」「生活力の向上」「家庭・地域との連携」の三本の柱が立てられ、さまざまな取り組みが行われておりまして、教科指導においては、乗り入れ授業や個人指導等で、個々の児童生徒の学力向上に努力し、12年間を見通した充実した連携教育が推進されるよう、教職員が一丸となって頑張っております。また、27年度から開始しました学校完全給食ですが、関係者の努力もあり、心配されたアレルギーの問題もなく、地産地消が順調に推移しています。教職員の住居環境整備で、西町住宅8戸の建設を進めていましたが、日程的にはかなりハードな工事でしたが、関係者の努力によりまして予定通り4月1日から供用開始できることになりました。関係者のご尽力に感謝を申し上げます。

次に社会教育関係では、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」のユネスコへの正式な推薦書が、2月1日に提出されました。昨年2月の推薦取り下げ以降、国・県・関係自治体が一丸となりまして推薦書の見直しに取り組んできましたが、無事に推薦書が提出されたことは、非常に感慨深く感じております。今後は、国及び関係区市町等とさらなる連携を図りまして、「野崎島の集落跡」の保護措置はもとより、イコモスによる審査等に万全を期すとともに、一層の気運の醸成や、受け入れ体制の整備など、平成30年の登録に向けまして、全力を傾注してまいります。

文化財関係では、町に寄贈をいただき、野崎島の文化的景観を構成する重要

な構成要素であります沖ノ神嶋神社神官屋敷の修復工事が終了しましたので、今後は野崎島の貴重な文化財として、適切に保存しながら公開に努めてまいります。また、野崎島の重要な文化財である旧野首教会についても、今後、適正に保存・管理するため、本議会に「旧野首教会の設置及び管理に関する条例案」をご提案をしております。

次に診療所関係につきましては、先ほど述べましたけども、健康上の理由から田中所長が退職を希望されているため、常勤医師1名を確保することが当面の課題となっており、これまで県及び関係医療機関へ医師確保のための支援要請等に出向くとともに、医療雑誌への募集広告や、ながさき地域医療支援センターのホームページへの掲載など、医師確保に向けた働きかけを行っています。また、早急な医師の確保ができなかった場合に備えまして、応援診療や週末の代診などの応援体制をとっていただけるよう、ながさき地域医療支援センターや、へき地医療拠点病院の上五島病院へお願いをしております。新年度も長崎医療センターほか4施設より、24名の研修医受け入れが決定しており、地域医療に対する理解や経験をしていただくことで、将来の医師確保へつなげるとともに、常勤医師の負担軽減を図ってまいります。また、患者負担の軽減を図るため、関係医療機関のご協力をいただき、専門外来を継続して実施してまいります。年々診療収入が減少し、厳しい運営状況にはありますが、町内唯一の医療機関として、町民に安定した医療の提供はもちろん、町民の皆さまが安心して生活できるよう、福祉、保健の分野とも連携をとりながら、特定健診や各種ガン検診への受診を積極的に推進し、疾病の早期発見と予防に継続して努めてまいります。

次に平成29年度当初予算であります。一般会計の予算総額は26億4,600万円であり、昨年度の当初予算と比較し、17.2%、5億4,800万円の減額で、特別会計の予算額は、7会計で17億4,830万円でありまして、昨年度当初予算と比較し、3%、5,465万円の減額となっております。

次に、平成28年度補正予算であります。今回の補正額は一般会計6,900万円の増額補正、その結果、平成28年度一般会計の予算総額は、33億2,344万円となります。特別会計は5会計で、9,968万2,000円の減額補正をいたしております。

なお、小値賀町農業委員会委員任命の同意について等、34件の案件につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

本定例会には、予算案と合わせ、議案46件の審議案件をご提案しております。慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

なお、議案の提案理由および内容については、その都度ご説明いたしますが、詳細については担当から補足説明をいたさせますので、よろしく願いをいた

します。

議長 これでは施政方針を終わります。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 11 時 13 分 —
— 再 開 午 前 11 時 19 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

日程第 9、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、発言を許します。

なお、関連質問はご遠慮願います。

3 番・末永一朗議員

3 番（末永一朗） 私は、藻場の再生について質問をいたしますが、藻場の再生は、水産業にとっては将来の所得向上につながる大切なことだと考えます。町の総合計画にもあるように、将来は近回りで漁業を、とありますが、すなわち高齢化が進み、遠くまで漁に行けないためだと思います。そのためには藻場を回復させて、魚の産卵場所を作ってやることだと思います。そういう取り組みをしないと魚は増えないのですから、藻場の再生はぜひ必要と考えますので、次の 3 点について伺います。

1 点目。磯焼け対策として、県からモデル地区として指定されてから早 4 年になりますが、3 年間補助事業として取り組んだと認識しておりますが、その結果について伺います。

2 点目。一箇所にと絞って取り組んだと思いますが、やはり数箇所取り組まないとも結果が出ないのではないかと思います。そのような考えはないのか、伺います。

3 点目は、藻場の再生は、行政ばかりでなく漁業者が自分のことだと考えて取り組むのが当たり前だと考えます。集落事業の 1 つとして各地区に呼びかけて取り組ませる、そういう考えはないのか伺います。

再質問は質問者席で行います。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 末永議員の一般質問にお答えいたします。

藻場の再生につきましては、私も小値賀町の漁業にとって重要な課題だと捉えております。ご指摘のように平成 25 年度から 27 年度の 3 年間、県の補助事業として藻場回復技術実証推進事業という事業のモデル地区の選定を受けて、これは漁協が受託者になっておりますけども、稗崎地区におきまして、植食性の動物、まあウニとか、そういうことだと思いますけども、それから植食性の

魚類、南方系の魚類ですね、その駆除と、それから母藻の投入等に取り組んだのは、議員もご承知のとおりでございます。この磯焼けの原因につきましてはいろいろな説がございますけども、地球温暖化による最低水温の上昇、それからそれに伴いまして南方系のヒツツとかそういう魚による食害、それからまたは鉄分等の栄養不足と、複合的な原因が挙げられる中で、県の試験場をはじめ各大学の研究者のご協力もありまして、いろいろなことに挑戦をしたものの、なかなか目に見えた成果が出ないで現場も大変苦労していることだと思いますが、その地道に研究を続けた結果としまして、ウニ、ガンガゼ、それからムラサキウニの徹底駆除の実施によりまして小型海藻が増えました。また母藻、これはホンダワラ類の流れ藻を拾って、それを投入しているわけでございますけども、その母藻の投入によりまして、網囲いをすることなく藻場を構成する海藻種の増加に加えまして、ホンダワラ類の分布水域の拡大が見られて、約 1ha の、これは春藻場ですけども、春藻が形成されたのを確認しております。しかしながら広い海の中では、ごくごく狭い地域で改善の兆しが見えたに過ぎなく、小値賀町の磯焼け対策にとりましてはほんの第一歩、第一部に過ぎないのではないかと考えております。

一箇所だけではダメではないかというご意見には、私もまったく同感でございます。ので、実証推進事業としての 3 年間は、先ほど申し上げましたように県から漁協が委託を受けて一箇所で実施しておりますけども、先ほど申し上げたような結果が得られておりますので、平成 28 年度、今年度においても漁業集落事業、それとまた町の単独事業で町外ボランティアダイバーによります植食性動物の駆除、ウニ、ガンガゼの駆除を引き続き実施をしております。今後も活動を継続して観察を行いまして、加えて町内のボランティアダイバーも活用して実施箇所を増やしていこうと、そのように考えているところでございます。

議員がおっしゃるように、藻場の再生に係る活動としては、漁業者自らが考えて取り組むことが大事だと思っておりますけども、実情は議員もご承知のとおりでございます。ご指摘の漁業集落事業は、漁場の生産力の向上に関する事項、漁場の再生に関する実践的な取り組み事項、および新規就業者の確保・定着促進等に関する事項につきましても、多くの事業ができる国の事業でございまして、29 年度も継続をされております。浜津地区においては、集落事業の取り組みの 1 つといたしまして、マフノリ、小値賀でいうオゴが生えるよう、磯場のセ切り作業を毎年実施してございまして、年によって増減はあるとのことですが、セ切りの効果はあるように聞いております。手を加えないでも自然に戻るのではないかという淡い期待もありましたけども、こうして手を加えると自然も昔に戻るといふ、このような実例がありますので、限られた予算の中で、予算枠がはめられている中で、調整等が必要かとは存じますが、取り組むこと

は可能だと考えますので、各地区からこの集落事業に対しての要望、計画が上がるように、漁協と一緒に、集落事業の役員の方々と意見を交換して、事業推進を図りたいと思っているところでございます。

新年度からの事業ですけれども、県の補助予算は切れておりますので、国庫補助のほうへ格上げをしていただくべく計画中でございます。例えば、六島の南側の漁港を締め切りまして、新しい海藻を増養殖する施設に改造したり、かつては他の市町村に海藻を提供しようとしたものの小値賀全体で海藻がなくなるという、いわゆる磯焼け状態になりまして、事実上失敗をし、そのまま放置されている海藻バンクを再び海藻が繁茂する施設に生まれ変わらせることができないうか、検討を始めております。具体的には約 2,000 平方メートルほどの岩場を網で囲いまして、魚の侵入を防ぎながら海藻を育て、近くの岩場へ自然に移植できないかを実証します漁場再生事業の採択を長崎県と水産庁に働きかけていますので、遅くとも 30 年度には国庫補助金の導入が実現できるところでございませう。

お答えは以上でございます。

議長（立石隆教） 末永 議員

3 番（末永一朗） 町長の答弁のとおりだと私も思っておりますが、稗崎の 1 年目、取り組んだ時は、私は振興課から水中写真も見せられて、かなり藻場が回復したと思っておりました。しかし、このごろ私も漁に出る時に気になって見てみると、何か元に戻ったような感じになって藻があまり生えていないような感じがするんです。その原因っていうとは分かりますか。分かったらお願いします。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

議員お尋ねの稗崎の実証事業ですけれども、3 年間、25 年度から 27 年度、漁協の委託事業として水産試験場の指導のもとに取り組んでおりますけど、これは去年の 4 月の小発動の総会の後にもその水試の職員が出席して、漁業者の皆さまにも成果をご紹介したと思うんですけども、その成果に関しましては先ほど町長の答弁のとおりでございますけど、最近、磯場を見ると少し減っているように見えるというお話ですけど、定期的に 1 カ月ないし 2 カ月に 1 回、水産試験場の隣にあります西海区水産研究所という独立行政法人なんですけど、もとの水産庁の機関ですね、そこの研究所の方が来られて調査をしております。先ほど町長も言いましたように、藻場がですね、周年海藻が繁茂しているような、いわゆる四季を通した藻場ではありませんで、春藻場と申し上げましたけど、春から夏に、特に 1 年性のホンダワラ類、小値賀でいう藻ですね、そういったものが生えていると。時期を過ぎると流れてしまって、目には見えませう。

けど岩場に付着といいますか、根の状態で残りますので、それがまた来年になって、また同じように伸びるといような形になりますので、観察をする時期によって生えて見えたり、生えていないように見えたりするということもあるかと思えます。

議長（立石隆教） 末永議員

3番（末永一朗） いろいろ難しいことではありますが、やっぱり数箇所やってみれば、場所によってやっぱり残るところもあるかと思うし結果も出ると思います。それで、去年も私は赤島の南の溜め池に、マメタワラって普通の藻のいっぱい茂っちゃったから、「行って見てみらんか」って言ったら、行って、集落事業のガンガゼ駆除の時に、秀将君が海士仲間と出て行って、刈り取ってきて稗崎に入れたとよって、その結果はまだ聞いてらんですけども、「全部採ったか」って、「いや、3分の1だけ残してきた」って、今年見てみるとまた変わらんと生えちゃっですもんね。だからそういうところをもう、振興課長も分かってるようにスポアバッグ方式って言って、網に藻を包んでそれを設置するのが一番効果があると水産庁のガイドラインにも出ているし、だからそういうふうに稗崎に入れた結果はまだ聞いてないんですけれども、あそこの赤島の南の藻はですね、課長も分かってるように真夏は溜め池んごととなつとるけんが、おそらく炎天下にはおそらく温泉のごとなつとると思うですたいね。それが種も死なんづくに毎年生えるってことは、水温の高かとか低かとかあんまり言われんぢやなかとかと、私は個人的に思うとですたいね。だから1回、田川君に言うたかな、その海水を採って東京の水産大学に送ってみらんかっち、調査してもらうとに、と言ったけど、まだそれは実行されてないと思うんで、そこら辺も一応、考えておいてもらいたいと思いますんで、今後の課題でありますけど、やはり藻場再生は将来的に漁業者にとっても死活問題でもあるし、大変なことだと思いますんで、どうか今からも変わりなく取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

質問を終わります。

議長（立石隆教） 答弁は要りませんか？

3番（末永一朗） 町長の答弁のあれば、よろしく申し上げます。

議長（立石隆教） 町長

町長（西 浩三） ほんとおっしゃるとおりだと思いますんで、私個人とすればもう少しスピードアップできんのかな、という感じもしておりますんで、まあ職員の数にも限りがありますし、特にうちだけでやる場合ばかりではございませんので、ほかの団体の協力もいただきながら、確実に進めてまいりたいと思います。

議長（立石隆教） 末永議員

3 番（末永一郎） 部落によってですね、さっき私が地域によってということを書いたことは、部落によっちゃ取り組んでみようかという部落も、筒井浦あたりあるとですたいね。そこら辺も協議してもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 先ほど、一番最初の答弁の時に申し上げましたけど、集落の方とよく話し合いをしまして、対応してまいりたいと思います。

議長（立石隆教） これで末永一郎議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（模擬公聴会）

— 休 憩 午 前 11 時 35 分 —
— 再 開 午 前 11 時 39 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

日程第 10、議案第 4 号、町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 4 号、町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について、提案理由をご説明いたします。

特別職の給与につきましては、平成 15 年、平成 16 年、平成 20 年と減額を行い、全体で 20%程度のカットを行っておりまして、全国の類似団体や長崎県内の特別職の報酬と比較して乖離があることから、小値賀町特別職報酬等審議会において、報酬の見直しについて検討していただきました。

いろいろなご意見があったと聞いておりますが、5%程度、報酬を上げる方向で答申をいただきましたので、条例の改正案を提案するものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表をご覧くださいと思います。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

浦 議 員

5 番（浦 英明） 今度の改正によりまして、大体どのくらいぐらい元に戻す、5%に戻すような格好なんですけど、どのくらい上がるのか、その試算についてお尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

約 110 万程度でございます。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5 番（浦 英明） 私が大体試算したのではですね、町長が 3 万上がると、それから副町長が 2 万 5,000 円、教育長が 1 万 4,000 円ですと。だからこれを 12 月掛けていきますと、352 万 8,000 円ということになるんですけども、今の数字がちょっと分かりませんので、もう一度答弁をお願いします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 議員さんと一緒にボーナスがありますんで、それが入っていないと思いますけど。計算は。あ、入れた？ああ、入っとらんけん計算が合わんとじゃなかつか。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5 番（浦 英明） 町長が 3 万×12 カ月で 36 万、副町長が 2 万 5,000 円の 12 カ月で 30 万、教育長が 1 万 4,000 円×12 カ月で 168 万・・・16 万、それを足しますと、ああそうか、70 何万か。これは私の計算間違いかな。今、168 万にしたけん、それが間違いですね。だからその期末手当を入れて 110 万になるということですか。それは分かりました。あとですね、その 2 年間で計算をまたしたんですけども、それはこれにまた 2 を掛ければいいんですけども、退職金とか何とかはどういうふうになるんですかね。その試算、2 年間分についてお尋ねします。

議長（立石隆教） 総 務 課 長

総務課長（中川一也） 退職金につきましては、今、資料が手元にございませんで、後ほどお答えしたいと思います。

議長（立石隆教） 退職金の答えについては、この議案の採決をする前にくださいね。

ほかにありませんか。

総 務 課 長

総務課長（中川一也） 退職金につきましては、町が負担金を出すので、退職金自体はそのまま小値賀町のほうから出すわけではございませんので、そのことにつきましては、町村会のほうにちょっと確認をしないと数字が出ませんので、後ほどお答えしたいと思います。

議長（立石隆教） よろしいですか。では今の件は後でもいいですか。後でもいいそうです。

はい。

横 山 議 員

6 番（横山弘藏） 今回ですね、久しぶりに三役の給与に関する条例が変更の条例案が出ておりますけれども、私が調べたところによるとですね、特に役場の臨時職員の給料についてちょっと、よく役場の臨時職員の方からですね、よく

「もう少し上げてもらえんじやろかい」という相談をよく受けるんですね。その度に「ああ、本当ですね、大変ですね」という話をするんですけども、比較をですね、長崎県内の自治体の比較をちょっと資料を取ったんですけども、一番高いところで川棚町の1時間当たり800円。それから波佐見町も800円ですね。小値賀町は720円です。それで、ほかのところで小値賀町と同じところは長与町と時津町ですね。新上五島町は723円、佐々町が774円。東彼杵町が760円。いろいろでありますけども、仮に町長だけで言いますと、5%上げると3万円上がりますね。それでこの臨時の人をですね、5%町長と同じように上げてみると、時給で756円、四捨五入して760円でいいと思うんですけども、これを1日7.5時間働いて、大体20日で計算すると11万4,000円です。760円にすると11万4,000円。今までのとおりですと10万8,000円。少し上がるんですけども、こういった臨時職員もですね、国のほうも賃金の改正をよく求めております。そういった中で、この臨時職員の賃金もかなり昔から同じレベルで来てると思うんですけども、こういった臨時職員の手当てもですね、町長も上げるのはいいんですけども、やはりこういった方々も上げたらどうかなと私は思うんですね。特に周りでよく聞く話はですね、例えば炎天下で草取りをする日とか、道の路端の草取りをする人なんかですね。普通の一般の人でも言うんですよ。「あん人たちは1日8,000円ぐらいもらってもいいよね」とかですね。そういった、やはりきつい仕事に対しては、きちんとした手当てが出ているんだろうなちゅうような感想をよく聞きます。そういったことでですね、今、小値賀町も募集をしてもなかなか賃金を聞いて、「あよーそんぐらいならされんよ」と言って帰る人もいと聞いております。そういった中で、やはり働く人を気持ちよく雇う意味にもおいてですね、少しそういったところにも手厚いことができないかどうか、私は考えるんですけども、その辺、町長はどうお考えか、意見を聞きたいと思います。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 賃金につきましても、次年度の賃金につきましては、役場内で協議をしております、道路清掃関係の賃金につきましては、今回値上げをしております。そのほかの賃金につきましては、時間短縮等もございまずし、最低賃金と、もしくは町内のほかの商店等、機関との調整をしながら賃金を決定しております。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） 臨時職員は、例えばそういった野外の作業をする人は、天候次第で休みを余儀なくされることも多いと聞いております。そうすると、月給にすると、多分10万を切る時もあるんじゃないかと思うんですね。だから、こういう臨時職員ちゅうのは、ある程度時給を、別に低いほうに合わせなくて

ですよ、もうちょっと、なんと言うかですね、少し思いやりというか、住民が豊かになるように配慮をしてほしいと思うんですけども、その辺どうですかね。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 特に道路については、条件もかなり厳しいということ、担当課のほうでもそういう意見もありまして、普通の一般事務と比べると相当高い金額に設定しております。また逆に、比較的雨の日でもできる作業とか、そういったのもいろいろ役場内にございますので、そういった仕事も含めて対応してもらっているところがございます。

議長（立石隆教） 横山議員

6番（横山弘藏） 時給にすると760円、本当に何十円か上げることですね、月にすると数千円上がります。これは8,000円ぐらい上がるとかな。そういう…上がらんですかね？まあとにかく、720円と760円ではですね、何千円か違ってきますので、その時給を何十円か上げることができないものかどうか。町長なんか月に3万上がるんですよ。年間36万、単純に計算して。しかしこういった末端の人がですね、もう少し働き甲斐のある賃金を考えられないか、私はその辺をですね、町長にちょっと伺いたいんですけど、どうですか。町長の意見をちょっと聞かせてください。

議長（立石隆教） 町長

町長（西浩三） さっきから総務課長が答えてますけども、そういう事情がある業種についてはそれなりの対応をしております、年間少しずつ臨時の人たちの賃金も上がっているはず。ただ、我々としても職種がいっぱいありますんで、その中でほんとに7時間30分労働してるところがそのまま丸々いるのか、半分でいい時もあるんじゃないのかとか、時間で調整しようとか、そういう考えもあります。ただ、議員が言われるように、そこら辺の調整は我々としてはやっているつもりで、最低賃金にも目配りをしながら、先ほど課長も言いましたけど、町内のほかのところにあまり影響を与えないようなところで、時間給については最低賃金が上がるたびに時間単位の金額は上がってるはずでございます。ただ、今言う1カ月を通してっていうのは、やっぱり常勤と非常勤の差は、ある程度収入が減ったり増えたりするのは、やむを得ないことかと思えます。ことで、全く手立てをしてないわけではございませんので、ひとつ理解をお願いしたいと思います。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 **今田議員**

1番（今田光弘） 先ほどの町長のお話で、平成15年、16年、20年と3回にわたって減額されたということですが、それを今回、元に戻したいという、乖離してきたということですが、なぜ今回なのか。審議会にかけたようですが、その審議会にかけた内容と、それと先ほどいろいろな意見が出たとおっしゃい

ましたが、どのような答申があったのか、意見があったのか、お聞かせください。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

特別職報酬審議会は、今回に限って開いたことではなくて、過去にも開いております。昨年とか一昨年とかですね。で、いろんな意見というのは、当然、小値賀町内の過疎化現象であったりとか高齢化の現象、それから漁業の不振とか、そういった中で、なかなか小値賀町の経済が浮揚しないというようなことで、慎重な意見というのが、当然ございました。一方では、ほかの自治体と10万以上も、一番安いとことも10万以上、大きいほうは、県内8町なんですけど、20何万も差がある。同じような町長の仕事をやって、当然、本土よりもむしろ離島のほうがなかなかハードなところがございますので、そういった中であって、まあその下げた経緯というのが理屈に合って下げたのかどうかというところもちょっとございましたので、20%のカットがずっと続くというのがいかなものかなと。また全国の小値賀町と同じような類似団体と比較してもかなり安かったんで、少し上げるとはどうだろうかという話をしたところが、まあ審議会の中ではおおむね了承されたということでございます。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） 確かに離島という中で三役の方々はハードな仕事をされているということで、特別職の方々の給料を上げるのは、僕はそう問題ではないと思うんですが、むしろ先ほどから質問があるように、現場の人たち、日給としては実は変わってないと思うんです。上げられた予算を見ても、去年と同じ金額で計上されてるということは、時間給は上がりながら働く時間が減っているという、それでは何のために最低賃金が上がってるのかというのは、やっぱりちょっと疑問と思わざるを得ないんですが、改めて、これから先、アルバイトさんとかパートさん、あるいは嘱託職員さんの賃金、報酬を上げていく方向を考えているのか。それともやっぱり町内のほかの機関、ほかの人たちとの関係もあるので、このまま静観したいのか。その辺の方向をお答えください。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えしたいと思います。

この非常勤、嘱託っていう身分っていうのがですね、非常に曖昧なところで、昔は委託職員っていう呼び方をしてたんですけど、1人相手に委託っていうのはおかしいっていうことで、非常勤という格好になっておりますが、基本的には、非常勤っていうのは、やっぱり長期雇用っていうのは法律上認められないところでございます。そういった中では、職員に準ずる勤務時間っていうのはそもそもまずいっていう状況もございますので、勤務時間をちょっと短くするとい

うことがございます。それともう1つは、比較的、女性等も多いものですから、子育てとか家のこととかいろいろあるっていうことで、そういった方がむしろ働きやすい環境というのもあるんじゃないかという視点もございました。今後どういうふうになるかということですが、やっぱり行政としては、小値賀町内の状況であったりとか社会状況を見ながら、適正な単価っていうのを考えながらやっていかざるを得ないと思っております。役場に長く勤めていれば、嘱託職員であっても、まあ違法ではあるんですけども、どうしても長く勤務していただく格好になっておりますが、ある程度の年数を超えるたびに昇給みたいな格好にするような格好にはなっております。

(今田議員挙手)

議長(立石隆教) ちょっと待ってください。

総務課長、「違法であります」っていうのは、少し表現を取り消していただきたいと思っております。少し違う表現にしてください。 総務課長

総務課長(中川一也) まあ、非常にグレーなところでございまして、どこの自治体でもその辺では非常に苦勞しているところでございますけれども、違法とまでは呼べないので、その辺はご了承ください。

議長(立石隆教) 先ほどの件は、今のように訂正いたします。

はい。

今田議員

1番(今田光弘) 今、課長は時間を短くすることで、子育てする人にとっては有利とおっしゃいましたが、むしろ賃金上げるほうが子育てする人にとっては有利なんじゃないでしょうか。本当に僕、そう思いますが、どうでしょう。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) まあ、今田議員のおっしゃるのもそのとおりだと思います。

議長(立石隆教) 今田議員

1番(今田光弘) よくですね、去年から、たぶん議員のほうからは「賃金を上げろ上げろ」という話を何回もしていたんですが、その中でいつも回答の1つに、「町の他の人たちとの調整があるから」とよくおっしゃいますが、小値賀町で一番大きな企業というのは、小値賀町役場、それは間違いないと思うんです。ある程度役場が引っ張っていかないと、小値賀町全体の活性化につながらないと思うんです。その辺はいかがでしょうか。

議長(立石隆教) 町長

町長(西 浩三) 確かに給料を上げて払えば、活性化になるとは思いますが、その面また、逆に商店街あたりは経費倒れになるということもありますんで、これはやっぱり慎重にやらなくてはいけないと思います。そういうことで、先ほどの話に反論するわけではありませんけれども、1つの考え方として、時

間を短くするというのも当然あるかと思えますので、課長はまあ、ああいうことを言いましたけども、私はまた違う考えもあるんじゃないかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（立石隆教）　しばらく休憩します。

— 休 憩　午 前　　12 時 02 分 —
— 再 開　午 後　　1 時 30 分 —

議長（立石隆教）　再開します。

ほかに質疑はありませんか。

浦 議 員

5 番（浦 英明）　東京のようなですね、大都市の都知事が報酬を減額する中、小値賀のような小さい自治体で、元に戻すとは言いながらも 5%上げるわけですけども、そのことについて、どういうふうに思いますか。

議長（立石隆教）　総務課長

総務課長（中川一也）　自治体、東京と比較するということ自体がですね、どう考えるか、ちょっと分からないようなところでもあるんですけども、先ほども言いましたように、特別職報酬審議会を開く際に、過去のずっとカットしてきた経緯を説明した上で、ほかの類似団体とかそういった県内の 8 町の状況とか、そういったものを見て、これぐらいどうだろうか、ということで意見を聞いたところがございますので、東京都知事の話その時持ち出したわけではございませんし、それについてどうかと言われても、ちょっとお答えしかねるんですけども。

議長（立石隆教）　浦 議 員

5 番（浦 英明）　今、「類似団体」というようなことをお答えしたを思うんですけども、類似団体についても、やっぱりいろいろ調べる必要があると思えます。例えば長崎県内であるにせよ、他県であるにせよですね。小値賀町が一番低いというようなことであるのかなと思っておりますけども、そうでないところもあると思えますので、そこら辺りを調べてもらいたいと思えますけども。それでですね、先人がですね、我が身を削って、先人といいますか、もう亡くなった方もおられますが、そうしてやってこられたんですね。それについて、そういったことを、まあないがしろという言い方はおかしいですけども、それを実質 5%元に戻す、上げると、こういうことなんですけども、先ほどの質問を同じような、オウム返しの質問かとも思えますけども、再度そのことについてお尋ねをします。

議長（立石隆教）　先人っていうのは、「合併問題の頃の」という意味ですね？
はい。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 特別職の報酬につきましては、過去に合併の問題の時に、非常に地方交付税が削減されるという、そういう情報の中で、特別職に限らず各種委員につきましても、当面、見通しが付くまではということで、条件付きで、消防団をはじめカットをしたところをごさいますて、そういう状況の中で決定したことと、今回、特別職報酬審議会でごさいますていただいた結果と、そういったものの中で、必ずしもそういったものを扱わないということではなくて、やっぱり、そういう状況に応じてですね、報酬等についても議論されるべきところではないかというふうに考えます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

浦 議員

5番（浦 英明） 私は、反対の立場で討論いたします。

小値賀町の税収が約1億5,000万円でございます。歳入に占める割合は5%と極めて低く、本町の財政基盤が脆弱と言われるゆえんであります。また21年度30億円を切った地方債は、その後ずっと増え続けて、28年度は34億8,300万円というふうになる見込みであります。将来を厳しく見据えて財政健全化を堅持すべきだと思います。また、先人が身を切って、小値賀町の将来のため報酬を削減してきたことを堅持すべきだとも思います。

したがって、私は、議案第4号、町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）に反対します。

以上、討論を終わります。

議長（立石隆教） 次に原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に原案に反対者の発言を許します。

ありますか。

今田 議員

1番（今田光弘） 私も、この条例案に反対の討論を行います。

嘱託職員及び臨時職員は、町職員の慢性的なマンパワー不足の中、それを補い、またある時には職員に迫る働きをしており、本当に現場での貴重な戦力となっています。特別職員の給与を上げて、嘱託や臨時職員の多くが報酬や賃金はそのまま据え置きというのでは、彼らのモチベーションは下がり、結局町にとってもマイナスになってしまうのではないかと思います。特別職員の業務

が多忙を極め、他の市や町に比べても給与が低く苦勞されているのは理解できます。が、まずは囑託や臨時職員の報酬や賃金の引き上げを実施すべきで、その後に特別職員の給与を改定したほうが、町民の理解は得られると私はそう思います。特別職員の報酬審議会の答申内容は尊重すべきだとは思いますが、私は今回の条例に関しては反対いたします。

以上、反対討論を終わります。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 4 号、町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

この表決は起立によって行います。

議案第 4 号、町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（立石隆教） あ、もう 1 回立って下さい。明確に。

（賛成者起立）

議長（立石隆教） 起立少数です。

したがって、議案第 4 号、町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）は、否決されました。

日程第 11、議案第 5 号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長

町長（西 浩三） 議案第 5 号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）について、提案理由をご説明します。

各種委員の報酬でございますが、平成 17 年 3 月の改正以来 10 年以上にわたり、教育委員等の一定の年額報酬の委員さんについて、1 割の減額措置を続けてまいりましたが、長崎県内の他町と比較して低い状況であり、参考までに小値賀町特別職等報酬審議会の意見等もお聞きしました。特に消防団員等の報酬についても、議会でお話が出たところであり、カット前の水準に見直しをいたしたく、改正案を提案するものでございます。

もう一つ、こども園の薬剤師についての規定を追加するものでございます。

施行日は、29 年 4 月 1 日としております。

参考までに、新旧対照表を添付しておりますので、ご覧ください。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

浦 議 員

5 番(浦 英明) 全体でどのくらいぐらい上がるものか、お尋ねをいたします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 約 221 万ほど上がります。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5 番（浦 英明） その件については分かりました。それでですね、消防団のことについては、我々も言うておりましたんで、この分は上げることには何ら異議はありません。それよりも、先日の火事ですね、大変、消防団の方には、忙しい中、夜分にですね、大変ご苦労さまでしたと言いたいと思います。また火事になられた方については、お見舞いを申し上げます。ところで、そのほかについてですけど、元に戻すと、要するに 10%カット前に戻すと、こういうふうに言うてますけども、そのほかになんか理由はありますか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

カットをする時に各種委員の皆さんに、こういう合併問題もあって財政的なこともあるので、カットをお願いするということもありまして、カットについてはいずれかの段階で元に戻すというような話も、当時ありましたので、そういったことも含めまして、その当時一律カットしたものを元に戻すことを、今回提案するものでございます。

議長（立石隆教） 浦 議 員

5 番（浦 英明） 確認の意味でお尋ねしますけども、それはカットする時なんか我々も一緒になって努めたと思うんですけども、私が元に戻すというふうな内容をちょっと定かではない、覚えてはいないんですけども、もちろん、我々議員の時にそういうことをやって、元に戻すということを言われたんですかね。再度、確認のためにお尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） その当時、特に消防団についてですね、そういった話があったかなと思います。そのほかの各種委員についてが、私もちょっと定かではないんですけども、消防団にはそういう説明を、当時私も団員でしたので、そういう話を伺っております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

浦 議 員

5 番（浦 英明） 消防団員については、先ほど申し上げたとおり何ら異議ありません。そのほかの部分についてなんですけども、後でカット以前に戻すとい

うようなことを言われたかどうか、ちょっと定かではないようなことを答弁されましたので、私も頭の中がちょっとモヤモヤしております、このほかについては、私は別に戻す必要もないのではなかろうかと、こういうふうにご考慮しておるんですけども、私とはまた意見が違うと思っておりますので、そのことについてお尋ねします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 私が何でさっきから発言をしてないかという、私が担当した時代でもありませんし、この件についても詳しくは知りません。ただ、今、提案しているのは、我々が提案しているわけでございまして、当時と事情も変わってるんじゃないかと。何年やったですかね、17年。まあ10年以上経つてますので、今の段階でそのまま据え置いていいのかということをお逆に考えていただければと思っております。そういうことで、前のほうの確認は、総務課長が言いました確実な確認は取れませんが、新たに提案をしたということで、もう前のことは前のことということで考えていただければいいかなと思っておりますけども、いかがでしょうか。

議長（立石隆教） 浦 議員

5番（浦 英明） 私は大体質問する側ですけど、お答えするのはおかしいと思うんですけども、私の考えとしては、先ほど申しましたように、この議案じゃなくて前の議案です、なかなか財政状況はほんとに厳しいんですよ。厳しいというのは、財政健全化判断比率なんかがありまして、それは大体いいと思うんですけども、さっきから言ってますとおり、税収がですね、1億5,000万というふうなことで、本当に、地方交付税の10%に満たない、歳入総額の5%台しかなかわけですよ。だからそこあたりで、こういったのを何もかも上げるということになれば、後々ちょっと困った問題が出てきはせんだろうか、ちょっとこういうふうにご考慮おるもんだからですね、そういうことを言うわけなんです。私としては、町民の理解はちょっと得られないのではなかろうかなと思うんです。さっきから言ってますとおり、消防団に関してはその限りではありません。異議はありません。そういうことです。私が答弁するのもおかしいんですけど。以上です。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） ありがとうございます。無理な答弁をさせたかと思うんですけど、今の経営状態の感覚については、我々と全く考えが違うのかなという気がしております。以前よりは好転しているはずでございます。そこら辺の感覚が違うので、何でもかんでも上げるということをおかれてるのかもしれないけど、税収についても伸びているはずですし、いくらかですね、財政規模についても、小さくなるだろうと言われてたのが、まだ交付税もそんなに下が

っておりませんので、その町全体の経営状態といいますか、それは監査委員してるから分かってると思いますけども、そこの受け取りようが違うんじゃないかなという気がしておりますんで、そこら辺、もう少しお互いに、間違ってることは間違ってるということで、直しながらやっていただければなと思っております。ことで、提案したのは、先ほどから言いますとおり、元に戻すということもあったわけでしょうけども、現状に合わせて、1つだけ「これはいいからこれだけ上げる」ということには、なかなかならないということも分かっていたかと思えます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 **浦 議 員**

5番(浦 英明) また今の町長に私が答弁する形になろうかと思えますけども、考え方がいろいろあろうかと思えますので、町長の言われた答弁については、答弁＝質問については、そのとおりかも分かりません。私も「はい、そうです」とは絶対に言い切れませんが。それで、課長が言っておったかと思えますけども、カットしたやつを将来的には戻すんだと、こういうふうな文言といいますか、取り決めがあつておれば、私は何ら違和感はなく、この件については全面的に賛成したいと思えますけども、そこ辺りが確実に言えないんですかね。お尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 先ほども申しましたように、消防団に対しては特にそういうふうに意見があつたかと思えます。そのほかの人たちについては、私もちょっと、当時担当ではなかったんで分からないんですけど、ただ、この報酬についてですね、過去の歴史がずっとあつて、それぞれ全く違う職責の各種委員で、職務の内容もバラバラでございます。そういう中であつて「これを上げて、これをそのままする」とか、そういう細かい作業になりますと、非常に難しい作業になるものですから、私どもとしては、過去の歴史上そうやって取り決めてきた報酬というものは、一定、ルールがあるだろうというふうに解釈して、今回、1つのやり方としては、カット分を元に戻すというやり方は、当然ありかなというふうに考えましたので、そういうふうに提案をしているわけでございます。

議長（立石隆教） しばらく休憩します。

— 休 憩 午 後 1 時 49 分 —
— 再 開 午 後 1 時 51 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。 **松 屋 議 員**

2番（松屋治郎） これは私は、人口減少の中にですね、各種委員は自分の仕事を持ちながら自分の仕事を犠牲にする場面もだんだん増えてきているように思います。そのような中に、今後このような機能を維持するために、いささかでも報酬を上げることによってですね、少しでも報いて、今後もこの地域の維持管理ができるようなことをすべきだと思うんです。そういうことで、まあ消防団は特にでしょうけど、全職種ともそういう問題が見られるので、これはぜひ進めて、賃上げはしていただきたいなと私は思っております。

議長（立石隆教） そうするのは討論で言うだけでいい。今、質疑の段階です。

質疑はありませんか、ほかに。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

土川議員

4番（土川重佳） 私はですね、先ほど三役の給料と、このたび各種委員の賃上げが提案されていますけど、当時、私は市町村合併の時ですね、やはりこうして、今言う先人が身を粉にしてやっていくんだ、という足元の中にね、そして自分たち議員も今度は身を切ろうと、私も15年目ですかね。やっぱりそういう道のりを歩いてきました。そして今、15年目ですけども、町がどう変わったかということもようと考えてみた時に、やはり今言う各種委員さんなんかは、まあ議員も一緒ですけど、仕事を持ちながら仕事をしているわけですね。やはりそういう中において今回、賃上げは私も良かろうと思うんですけど、その時の本当の危機感を、今皆さん、ちょっと忘れちよるんじゃなかつかなと、私は常に思っております。やっぱり常にしっかりと、委員だから、金があるんだから少し上げようというのは、やっぱり町民の目線で見ると、町民はどう考えるのか。本当に小値賀町の舵取り、まあ町長でございますけど、本当にどのようなことを小値賀で柱として、大黒柱、そういうのを構築していくのかと、まだ私にはまだそこまでちょっと見えません。そして自分もちょっと、一生懸命努力しよるんですけど、なかなか分かりません。しかしこういう中で、賃金等は上げるということで、200何十万、委員で、ということですけども、私は、今一度考え直してほしいと、私はそう思って、そういうことから私は反対討論とします。

議長（立石隆教） 次に原案に賛成者の発言を許します。今田議員

1番（今田光弘） 今、討論にありましたように、確かに市町村合併時の先人の考え、あるいはその危機感というのは、実際に、多分皆さん認識していると

思うんです。その中でもやっぱり、もう 10 年間カットが据え置きということできて、このままだったらカットのままで本当にいいだろうかと思います。本当に、さっき松屋議員がおっしゃったように、自分の仕事を犠牲にしてまでもやっている仕事が少なくありません。小値賀町のこれからの地域のコミュニティを維持するためにも、この報償及び費用弁償を上げるということについては、僕は賛成したいと思います。

以上です。

議長（立石隆教） 次に原案に反対者の発言を許します。 浦 議 員

5 番（浦 英明） 私は反対の立場で討論いたします。

さっきから言ってますとおり、私は消防団員の報酬については全く異議は唱えていないんですけども、まあ、ちょっとそれと相反する考えになろうと思います、この反対と言いますのはですね。それと言いますのも、先ほどから言っていますとおり、私は執行部とはちょっと考え方が違いますもんですから、例えばその税込関係ですね、これは歳入全体の 5%でありまして、本町の財政基盤が脆弱と言われるゆえんであります。そして先ほど土川議員がですね、言われたとおり、先人が身を粉にしてやってこられたと、こういった熱い思いをやって、我々はやってきたんですから、それにちょっと反するようなことは、私もちょっとできないかなというふうに思っております。したがって、私はですね、この 5 号議案、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）に反対をいたします。

議長（立石隆教） 次に原案に賛成者の発言を許します。 松 屋 議 員

2 番（松屋治郎） 先ほどから言うようにですね、人口減少が著しい中にですね、こういう、先ほど今田議員も言いましたけど、コミュニティを維持することが果たして将来ともできるのか。たった今、町長はじめ三役の報酬を上げることが否決しましたけど、先憂後楽の意味でですね、「町長も副町長も教育長も上げなくても、この分は上げましたよ」というようなことを町民に知らしめて、町民のやる気を引き起こしてやるというのも 1 つの考えだと思うんです。私はそういうことで賛成いたします。

議長（立石隆教） 次に原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。 横 山 議 員

6 番（横山弘藏） 私は、この改正する条例案に賛成の立場で討論したいと思います。

この各種委員の報酬はですね、町のほうからお願いをしたりですね、一般住民に頼んで、なってもらっている面があります。そこで、仕事の内容からして、

かなり責任のある仕事であるということも私は感じております。そういった意味においてですね、例えば消防団の団長にしても、小値賀町の防災、それから人命救助とかいろんな意味において、いろんな責任を与えております。そして教育委員会は教育委員会で、小値賀町の教育について目に見えない部分でも頑張っていたいております。そして農業委員会の会長も、小値賀町の農業についていろいろ頑張っていたいております。そういった意味においてですね、日ごろの責任の重さからして、今回 10%の改正はですね、良いのではないかと私は考えています。10 年前の合併当時の厳しい状況から今回上げるわけですけど、あの当時の厳しさをですね、押し付けて下げております。一緒にですね、苦勞を分かち合う意味で。しかしもうそろそろですね、この辺のところはですね、改正していただいて、その責任の重さに見合う報酬をやるのはですね、私は良いのではないかと、この賛成討論に変えさせていただきます。

以上です。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 5 号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

この表決は起立によって行います。

議案第 5 号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（立石隆教） 起立多数です。

したがって、議案第 5 号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 8 号、小値賀町有雌牛貸付事業に関する条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第 8 号、小値賀町有雌牛貸付事業に関する条例の一部を改正する条例（案）について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、有畜農家の普及と、和牛の改良と増頭を強力に推進し、肉用牛生産基盤を確立するとともに農業経営の安定に寄与することを目的に、昭和 55 年 7 月に制定をされております。以来、貸付頭数、貸付期間等について数次にわたり改正が行われておりますが、今回ご提案する市場出場牛にかかる貸し付けの

上限価格の改正につきましては、従来 40 万円であったものを平成 17 年 3 月に 60 万円に改正し、現在に至っております。近年の子牛の価格高騰はご承知のとおりですが、宇久・小値賀家畜市場における雌牛の平均価格は約 80 万円まで上昇し、100 万円を超えるものも出ている状況となっております。このことから、第 7 条の市場出場牛にかかる貸し付けの上限価格を 60 万円から 100 万円に改正いたしたく、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

今 田 議 員

1 番（今田光弘） 60 万円から 100 万円に上げるというのは良いことだと思うんですが、今の現状で、先ほど雌牛の平均が 80 万円を超えて、まあ 100 万円を超えてるといいうのもあるんですが、実際に良い雌牛になると、よく聞く話ではもう 120 万円 130 万円するというので、当然、貸し付けですからその全額を出す必要はないのかもしれませんが、60 万円を 100 万円という金額にすることにした、その 100 万円の根拠、どうしてこの金額にしたのか、お教えてください。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

先ほど町長の提案理由にもありましたけど、従来といたしますか、この条例が制定されてから、貸し付けの上限価格が 40 万円だったわけですけど、それを 17 年の 3 月に 60 万円に引き上げておりますが、その時の雌牛の平均価格が 38 万 6,000 円。それから雌牛の最高価格が 61 万というような状況の中で、上限を 60 万円に上げております。今田議員さんが言われるように 100 万円を超えるものももちろん出ているわけですけども、平均としては、先ほど申し上げましたように 80 万円、約 80 万という状況です。17 年の 3 月の改正を参考に 100 万円というふうに考えさせていただきました。

議長（立石隆教） 今 田 議 員

1 番（今田光弘） 今のお話では、前回の改正の時は最高が 61 万円に対して 60 万円と、かなりいい金額だと思うんですが、それに対して今回 100 万円というのは、もうちょっとこれを手厚く見ることで、もう少し小値賀の畜産が発展するんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） お答えいたします。

言われるようにですね、上限を思い切って上げれば、まあ上限価格ですので、その価格以内であれば貸し付けが受けられるということですが、先ほどから繰り返しになりますけど、1つの目安としてですね、当然、購入すれば、これは契約で7年にわたって償還するわけですが、その償還に関する視点も必要だと思いますので、あまりに高額に設定するというのは躊躇したところでした。それで100万円とさせていただきました。またこの条例を改正させていただいて、また今後牛の価格が上がるという人も、東京オリンピックぐらいまでは上がっていくという方もおられますし、逆にそろそろ収束に向かうという方もおられます。相場は需給のバランスで成り立っているかと思いますが、今後のことはよく分からない部分がありますけども、さらに上がって行ってですね、畜産農家の皆さんから「もっと貸し付け、借り受けがしやすい条件にしてください」という要求等もありましたら、またそこで考えさせていただきたいと思っております。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） 今のお言葉、すごく温かいお言葉で本当にうれしく思いますが、本当に100万円というのは雌牛の本体価格が100万とか、あるいは100万以上ということで、実際にはそれにかかる経費、当然、小値賀に運搬してくる経費もかかるわけで、100万の牛を買って100万で済むわけではない。120万130万かかっていることをご理解いただいて、ぜひそういう声があった時には、今後ですね、検討していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（中村慶幸） 今田議員さんおっしゃるように、単純に牛の本体価格だけではなくて諸経費もかかりますので、今言われたようにですね、またこれからも、条件に関してですね、畜産農家さん、和牛部会あたり等の意見も聞いて考えていきたいと思っております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第8号、小値賀町有雌牛貸付事業に関する条例の一部を改正

する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号、小値賀町有雌牛貸付事業に関する条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 15 号、工事請負契約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 15 号、工事請負契約の変更について、提案理由をご説明いたします。

西町教員住宅建設工事にかかる請負契約につきましては、去る平成 28 年 10 月 13 日に入札を行い、株式会社友建設が落札し、契約額 9,234 万円で議会の議決を得て、請負契約で締結いたしておりましたが、玄関前の目隠しや駐車場周りのコンクリート擁壁等の追加工事が発生しましたので、請負契約の変更が必要となりました。現契約額 9,234 万円に 118 万 8,000 円を増額した 9,352 万 8,000 円で工事請負契約を変更いたしたく、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定、及び小値賀町議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、本案をご提案申し上げます。工事は順調に進捗しておりますので、工期は 29 年 3 月 29 日までを予定をしております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

今 田 議 員

1 番（今田光弘） 当初契約に対して消費税抜きでいうと 116 万円の増額ということですが、単に増額だけでなく、おそらく減額の部分と増額の部分と差し引いて 116 万円の増額というふうに思うんですが、その辺の増額、減額の内容をお教えいただけますか。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（蛭子晴市） お答えいたします。

まず増額の分ですけれども、そちらのほうに図面を付けております。その分が単純な増額ですね。それと減額の部分と言われましたけれども、建物に関してはほとんど変わっておりません。一部、玄関の入る方向をちょっと変えた部分がありまして、その部分がいくらか増額になっておるところがあと 1 つありま

す。それ以外の減額というのは、特にありません。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） いただいた図面で、赤い色と文字でいろいろ描かれてるんですが、現場に行きますと、アスファルト舗装をまだしてない状況は見れるんですが、その中でコンクリート擁壁というのが13.1m、これが図面に描かれております。現場に行くと、石垣の下の段に、既にコンクリート擁壁があるようなんですが、現在既にあるコンクリート擁壁のほかにこのコンクリート擁壁を造るということでしょうか。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（蛭子晴市） このコンクリート擁壁追加分が、今、議員さんが言われている部分がそうです。実はそのところの擁壁は予定はしてなかったんですけども、予定どおり土地を下げたところ、石垣の根が出てきまして、そのまましておけば石垣の崩壊につながる可能性がありましたので、工事の進捗上やむを得ずその部分の補強を行っております。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） 当然、本来変更契約というのは議会の承認が必要なんですが、議会の承認しない段階で、現場で必要になったから、擁壁は先に打ってしまったということなんですが、ちょっと僕の感覚では、やはり議会の議決を通す前にそういうことをするのはちょっと違和感があるんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（蛭子晴市） お答えいたします。

あくまでも工事というのは多かれ少なかれ変更が出るものでして、その変更があるたびに議会にかけるというのは、事実上難しいことだというふうに考えております。この擁壁に関しましては、先ほど言いましたように、工事をする上でどうしてもやむを得ないということで考えておりますし、変更するものを全て議会にかけた後でないと変更できないというふうには、理解はしておりません。

議長（立石隆教） しばらく休憩します。

— 休憩 午後 2 時 14 分 —
— 再開 午後 2 時 22 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

建設課長

建設課長（蛭子晴市） 本来であれば先に皆さんの同意を得て、そういう箇所があればですね、承認を得た上で擁壁を造るべきところを、ちょっと工事が急

いでたものですから、現状はしてしまったということです。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） 実際に現場を見ますと、明らかにですね、上が一段高くなっていて、当然、何らかの水の処理が、下水ですかね、下水管の処理が必要と、多分、現場見れば分かると思うんで、そういう意味では申し訳ないんですが、当初設計が甘かったのかなという気がします。その辺は仕方ない部分もあるんですが、もう少し発注の際に当初設計をしっかりとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（蛭子晴市） 今、擁壁の横に出てる部分は雨水の排水なんですけれども、当初予定ではそちらのほうでなくて上のほうに出す予定だったんですけど、よくよく現場を見たら、そっちに出したほうが接続しやすいということで、そのように行いました。

議長（立石隆教） 今田議員

1番（今田光弘） すいません、言葉をあげ足を取るようですが、「よくよく見たら」と今、おっしゃいましたが、設計の段階でやっぱりよく見ていないということなんで、そこはしっかり、やっぱりしていただきたい。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（蛭子晴市） はい。分かりました。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第15号、工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第 14、議案第 39 号から日程第 21、議案第 46 号までの平成 29 年度小値賀町各会計予算については、予算特別委員会を設置して付託する予定でございますので、一括議題としたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、日程第 14、議案第 39 号から日程第 21、議案第 46 号までの平成 29 年度小値賀町各会計予算については、一括議題とします。

議案第 39 号から議案第 46 号までの平成 29 年度小値賀町各会計予算の提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 議案第 39 号、平成 29 年度小値賀町一般会計予算について、まずご説明いたします。

国は、地方創生のさらなる浸透・拡大に向けた取り組みを推進する中、新たに小値賀町に特に関係ある「国境離島新法」に基づき、平成 29 年度から、「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金制度」を設けましたが、運賃低廉化、輸送コストの「離島活性化交付金」からの付替え等で予算枠が厳しいことや、雇用確保等の制度設計が遅れて、当町の予算編成時期と重なる等により、当初予算への計上等が不十分な面がありますので、今後、補正予算等の必要も出てくるかと思っておりますので、皆さまのご理解をいただきたいと思っております。そういう中での編成となりました新年度の予算の主な内容について、款を追って順にご説明いたしますと、総務費では、UI ターン推進の課題となっている住宅整備について、企業と提携し人材を派遣してもらう「地域おこし企業人事業」を活用し、空き家の改修事業等を積極的に展開してまいりますし、新法に係る運賃低廉化に関して、小値賀町としての負担金を見込計上しています。その他、世界遺産登録への機運を高めるためのイベントを教育委員会と連携して行う予算、フェリー太古利用の観光客の一時仮眠室の整備のための予算等を計上しております。

民生費に関しては、こども園保育料の実質無料化に伴い、若い女性が働きやすい環境整備ができたことで預ける園児が増えたために、昨年度と比較して倍増予算を計上しております。ひとり親家庭等の保護者の資格取得養成訓練期間中の生活支援金を新たに計上しております。

農林水産業では、好調な畜産ですけれども、増頭対策を強力的に推進するために、補助制度の拡充をしています。また、農業・水産業の分野の後継者対策に資する奨学金等の支援の拡充も予定をしております。ふるさとの森づくり事業を活用して、未処理の枯れ松の伐倒処理を促進する計画としています。

商工費では、観光関係で、野崎島ビジターセンター関連予算を計上しており

ます。

土木費では、インフラ長寿命化の一環で、道路橋梁定期点検事業と町道野崎本線の改良工事を予定しております。

消防費では、柳の第 5 分団の消防ポンプ自動車の更新を予定しております。

教育費では、学校 ICT 教育環境整備の予算を計上。社会教育関係では、世界遺産登録に向けた準備のためのハード・ソフト各事業、それから文化財整備で、旧木村家の修景工事補助金を計上しています。

予算書に戻っていただきまして、平成 29 年度の小値賀町一般会計予算について申し上げますと、第 1 条は、第一表「歳入歳出予算」に示しますとおり、歳入歳出予算の総額を 26 億 4,600 万円にするものでございます。

第 2 条は、7 ページ、第 2 表「債務負担行為」に示しますとおり、まちづくり担い手育成基金事業で、起業等で資金を借り入れた場合の利子補給に係る後年度の支出に係るものでございます。

第 3 条は、8 ページ、第 3 表「地方債」に示しますとおり、臨時財政対策債のほか、2 つのハード事業に係る、過疎債、辺地債と 12 の過疎債(ソフト事業分)に対して借り入れる、地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

第 4 条は、「一時借入金」の借入最高額を 6 億円と定めるものでございます。

第 5 条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。

予算の事項別明細につきましては、担当より説明させますので、よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますよう、お願いいたします。

次に、議案第 40 号、平成 29 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算について、説明いたします。

今年度も例年のように、過去 3 カ年の医療費をもとに見込算出した額によって、国庫支出金・県支出金・療養給付費交付金等を算出しております。また、共同事業交付金につきましては、国保連合会からの算出資料により予算を計上しております。平成 30 年度からの都道府県化に向けては、県下市町で統一して準備費用を計上するようにはしておりますが、10 月ごろを目処に取りまとめることとなっておりますので、補正予算で対応させていただきます。その準備費用につきましては、国・県補助金でほとんどが交付される見込みとなっております。

以上が、主な内容でございまして、今年度の予算総額は、第 1 条に示しますように前年度当初予算より 1,120 万円、1.9%減の 5 億 8,700 万円としております。

次に、議案第 41 号、平成 29 年度小値賀町介護保険事業特別会計予算について、ご説明いたします。

介護保険事業については、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年、平成 37 年問題が注目される中、75 歳以上の方や介護が必要な方の割合が高まることが予想されますので、地域のつながりを強め、健康づくり、介護予防を進めることが一層重要になると考えられます。また、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、介護の担い手を増やし、介護保険料などの負担をできるだけ重くしないよう今から取り組まなければなりませんので、このため平成 29 年 4 月から新しい総合事業「介護予防日常生活支援総合事業」を始めることにしております。本町では平成 27 年度から始まった第 6 期事業計画に沿って事業展開をしておりますが、29 年度が最終年度となりますので、達成状況の点検及び評価について精査するとともに、第 7 期の事業計画の策定に着手をします。28 年度に特老の増床が完成し、待機者の問題については一段落ついたと考えておりますが、施設入所者が増えることで施設給付費の増も見込まれますので、お互いに助け合う互助の価値観を共有しながら、住民自らが主導するボランティア活動をベースとした、地域の隅々にまで行き届く介護予防事業の展開、普及を目指すことで、介護保険給付費の総額を抑制していく必要があります。今後は地域住民や事業者の皆さんと連携・協働して高齢者の地域生活を支える地域包括ケアシステム作りを急いでまいります。

予算につきましては、予算書第 1 条に示しますとおり、歳入歳出予算の総額を 4 億 2,600 万円とするものでございまして、全体の予算規模としましては、対前年度比 7.19%減となっております。

次に、議案第 42 号、平成 29 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について、説明いたします。

今年度も例年のように、長崎県後期高齢者医療広域連合よりの算定結果により予算計上しております。被保険者につきましては 28 年度当初予算より 4 人少ない 730 人で算定しております。また、低所得者に係る保険料の軽減につきましては、平成 29 年度も据え置くことになりましたので、それで算定しております。

以上により、今年度の予算総額は、第 1 条に示しますように前年度当初予算より 55 万円、1.3%増額し、それぞれ 4,360 万円としております。

次に、議案第 43 号、平成 29 年度小値賀町渡船事業特別会計予算について、ご説明いたします。

渡船事業を取り巻く状況は、属島人口が減少傾向にありますが、一方で野崎

の世界遺産登録への動きもあり、観光客の伸びが期待されるところであります。29年度から新たに国境離島に係る特定国境離島地域社会維持推進交付金を活用しました運賃低廉化の対象航路になっております。平成29年度当初予算においても従来どおり運行を継続していくための予算計上でございますが、野崎観光客等の快適な船旅に資するため、はまゆう桟橋に船舶給電設備と給水設備を設ける経費、就航から経年劣化が見える「さいかい」のエンジン機関のボーリング工事を組み込んでおります。

予算総額は予算書2ページ第1表に示しますように、予算総額を6,380万円にするもので、前年度当初予算比で460万円、7.8%の増でございます。

議案第44号、平成29年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算について、ご説明いたします。

予算概要としましては、安全で安定的な水道水の供給を行うための経常的な経費として平成29年度の予算総額を第1条に示しますとおり、歳入歳出それぞれ7,950万円で、前年当初予算に対し1.5%、120万円の減額としております。なお、16ページに起債の現在高調書を掲載しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、第45号、平成29年度小値賀町下水道事業特別会計予算について、ご説明いたします。

下水道の安定した運営を行えるよう、経常的な経費の計上と、補助事業による施設の改修につなげるために、28年度に引き続きストックマネジメント計画作成費用の計上が主なものでございまして、平成29年度の予算総額を第1条のとおり、歳入歳出それぞれ1億4,140万円、前年度当初予算に対し5%、740万円の減額としております。

第2条は債務負担行為の規定で、3ページ第2条「債務負担行為」は、水洗便所改造資金への融資利子に対する今年度負担を計上しております。

なお、19ページに同様に起債の現在高調書を掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

議案第46号、平成29年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算の提案理由をご説明いたします。

従来から国においては社会保障費の軽減等を主な目的として、施設から在宅への流れを推進し、そのための報酬改定による誘導や医療と介護の連携、地域単位でのケア等を進めております。29年度においては診療報酬の改定はありませんが、30年度には診療報酬改定と6年に1度の介護報酬との同時改正となる

ことから、今後の医療と介護の連携に関してさらなる議論がなされるものと思われま。当町でも、介護が必要な状態になっても、住み慣れたこの町で安心して生活を継続できる環境を整えることが重要であります。そのためにも、町内随一の医療機関であります小値賀町診療所は、地域が抱える様々な問題に対し、各分野と連携をとりながら、より良い医療を町民に提供していく役割を果たしてまいります。また、多くの課題を抱えております診療所の建て替えにつきましても、関係部署での検討を加速化してまいります。

予算編成におきましては、歳入では入院・外来とも過去の実績を勘案した診療報酬の算出、歳出では、常勤医師の負担軽減のため、代診医師及び研修医の宿日直にかかる医師謝礼、専門医外来の継続、老朽化した医療機器等の更新などを柱とした予算編成を行っております。今後も厳しい運営が予想されますので、引き続き運営の効率化、歳出削減を図ってまいります。また、疾病の早期発見、予防医療に努めながら、医療サービスの向上と安定した診療所運営を目指してまいります。

予算書第1条には、歳入歳出予算の総額を、前年度比700万円減の4億700万円としております。

第2条は、医療機械器具購入事業にかかる地方債借り入れ分230万円を計上。

第3条は、歳出予算の流用に関する規定でございます。

なお、内容の詳細につきましては、担当より説明いたさせます。

よろしくご審議のうえ、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑に入りますが、本案については特別委員会を設置して付託する予定でございますので、質疑に関しては総括的なことに留め置き願いたいと思います。

議案第39号から議案第46号までの平成29年度小値賀町各会計予算について、全会計にわたり、歳入歳出全般についてご質疑願います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第39号から議案第46号までを、この際、議長を除く7人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して、期間は会議規則第46条第1項の規定により、3月15日までに審査を終わるよう期限を付けることにしたいと思。います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 39 号から議案第 46 号までの平成 29 年度小値賀町各会計予算の 8 件については、議長を除く 7 人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して、3 月 15 日までに審査が終わるよう期限を付けることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、宮崎良保議員、横山弘藏議員、浦 英明議員、土川重佳議員、末永一朗議員、松屋治郎議員、今田光弘議員を指名したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した方を予算特別委員会委員に選任することに決定しました。

予算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定及び第 9 条の規定により、互選していただきます。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 後 2 時 42 分 —

— 再 開 午 後 2 時 43 分 —

議長(立石隆教) 再開します。

予算特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定し、通知を受けましたので、報告します。

委員長に土川重佳議員、副委員長に宮崎良保議員、以上のとおりです。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

明日 3 月 8 日から 3 月 13 日まで、予算特別委員会等のため休会します。

なお、3 月 14 日は、定刻の午前 10 時から開会します。

本日はどうもご苦勞様でございました。

— 午 後 2 時 43 分 散 会 —

